

水からの女性

335
186



始



特220
402



庄野真一著

これからの女性

發行所寄贈本



これから女性

目次

第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章
生	婦	主	母	結	女	何處へ行く
活	人	婦	性	婚	性	
.....
三六	三〇	二五	二〇	一五	一〇	一

敬文堂發行

これから女性
敬文堂發行

序

私は先年、仁丹本舗主、森下博氏にお目にかゝつた時に、次の様なお話を伺つて非常に面白いことであると思ふた。

それは、仁丹の商標に就てであるが、あの廣告にある美髯の軍人の像は帽子とか肩章とか服装とか其の他色々の点で、何十種も商標として特許をとつてあるのは勿論であるが、あの仁丹といふ文字の書体は二十數年前に書いたのも此頃のも同一の様に思はれるけれども、實はあの文字の字形は非常に變化させてあるそうである。

世の中が進歩して意匠圖案などが變つていくにつれ、日露戦争ごろに書いた仁丹といふ文字を、其後その儘用ひてゐてはとて古くさく見えて仕方がないので常に、注意して新しい字体に書き變へてゐるのである。けれども時代が移りかはつていくから、世人はそれに氣がつかない。矢張り仁丹を賣り出した當時の文字と字体がその儘今日でも用ひられてゐると思はれてゐるのである。がいつくんぞ知らん、字体は度々變つたのであつて、常に新しいと思はれる位の書体にしておくから廣告に新鮮味があり、萬人の目をひくことが出来るのであるといふのである。仁丹といふ文字は變らぬが書体は非常に變つていつてゐるの

である。」といふお話であつた。

これは實に面白いお話であると思つた。

女學校では日本の女らしい女をつくつてくたさい、と十人の父兄の十人までの希望ではあるが、日本の女らしい女といふカテゴリーも時代と共にかはつて行く。明治の初期や日清、日露戦争頃の日本の女を出してこれが日本の女性ですといつたら、びつくりして此れではないと驚かれるのではあるまいか。

私は女子教育の立場から日本の主婦、日本の母性、日本の婦人問題について舊になづまず、新しきに墮せず穩健適切な女性觀を確立したいために日本の先輩者たちの同一論題シムラシムについて研究したのである。これは日本婦人の横顔フロフェイスの拙い浮彫であるかも知れないがこれからの女性としてモダンでもあり過ぎや古くさすぎもしない女性をはつきりしておきたいと思ふが少しでも讀者の参考ともならば幸甚である。

昭和五年夏

著者

これからの女性

庄野貞一著

第一章 何處へ行く

我が國が明治維新に於て爲し遂げた偉業は國民としての最高記録である。

政治といはず教育にも産業にも其他社會百般の事物に於ての革新は世界の驚異そのものであつた。

然しその後、大正年代から昭和へかけて我が國が、世界の進歩發展と足並をそろへ、否むしろ尖端をゆく概を示して、瞬時と雖停止することなく、躍進を續けていつたのは目覺しいことの限りであつた。

この大進歩と大改造とは明治維新のそれよりは勝れてゐないにしても、決して多く劣つてゐるとは思はれない。其の大變化の中で特に何の方面の變化が著しいかと言へば、それは第一に女子に關する諸種の問題に指を屈すべきであらうと思ふ。

吾人は明治年代に女子の判任官が出来るとか、帝國劇場が新築されて女優が養成せられるとかいふ事を聞いてさへ實に目を瞠つたものであるが、今日の女子の進出振はどうであらう。タイピスト、家政婦、車掌、飛行家は言ふに及ばず社會のあらゆる職業戦線に著はれた女性が一日々々と男子の領域を蠶食していくのはすさまじいことである。

法律も次第に改正せられ女子の権利が擴張せられた。従来男子の壓制に泣き、片手落の法律の爲に正義が正義とせられず義務の重荷丈がかよわい肩の上にかゝつて、一向權利といふものが主張せらるべくもなかつたのに法は婦人も同じく人間であるといふ無差別觀の上に立つ様になつた。

教育の方面でも各府縣に女學校が澤山設立されて、もはや、女學校卒業の肩書では縁談のたしにもならなくなつたからか其の上に女子醫學校とか、美術學校とか種々専門の學校が收容しきれない程の志願者を迎へる状態で、女の學士が出来るなどは明治の人間でも驚きそうである。

これを一步街頭に出てみると女子の洋装の多くなつたことはどうであらう。百パーセントの女學生が女装であるといつてもよい。十年前アヒルの様なみにくさであつた彼女は、短いスカートに人絹の沓下で輕快なステップをふんで快步する。

明治時代に新しかつた束髪がひさしがみになり、それを七三に分ける様になつて此れ以上に亂暴な結髪

があらうかとさへ思はれたのに、斷髪といふ新手があつた。これもまた初期ではあるが随分思ひ切つたものである。泣いて留める母親もあれば、斷り方が少いと自ら剪をとつてイトトン、クロツプに襟足を剃り上げる娘もある。

馬に乗つて走る娘、白馬や槍の登山を痛快がる娘、赤倉や伊吹の雪にスキーをやる娘、五米突の高い台から水中に跳び込む娘、生蕃のやうな顔をしてボールを打ち込む排球選手、百米、二百米を何秒何分の何とかでダツシユするスプリンター嬢、裸体に近い扮装でステージに立つ娘、女給軍、ダンサー軍等々々、明治の頭の人々が、あれよくといふ中に若い女子は躍進をつゞける。何處まで走つていくことか。

女學校などでも父兄は「どうぞ女らしい女にして下さい」といはれる。勿論、日本の娘をアメリカ風に仕立てて得意になるものもあるまいが、一方世の中は變つていくのである。ハイカラといふ言葉が古くさくなつて、モダンといふ言葉が一切を簡単に片付けていく。此れがモダンだからと言へば、頭の中をうな連中は半信半疑でついていく。さりとしてそれも大人氣ない事ではある。不見識のことでもある。

新しさには危険味が伴う。少々遅れている様に見えても堅實に一步々々を踏みしめていくのが頼母しい様でもある。であるから識者は時世を達觀して舊になづまず、新しきに墮せず、あぶなげのない中庸の道をたどつていきたいといふ。

それにしても現代日本の先覚者たちが女子教育に就てどの様な意見をもつてゐるかといふ事を私は知りたくてゐられない。

現代日本の教育界の大家が日本の女子に如何なる期待や要求を持つてゐるか。これ即ち、日本の女子の進んでいくべき方向や道程でなければならぬと思ふので私は、現在日本の各女學校に用ひられてゐる代表的の修身教科書を取りよせて研究してみた。

その教科書は左の通りである。

文學博士野田義夫著	新訂女子修身書	精華房
東京帝國大學講師大島正徳著	女子修身	至文堂
東京文理科大學教授田中寛一著	昭和女子修身書	帝國書院
湯原元一著	女子修身訓	金港堂
東京女高師教授下田次郎著	女子新修身書	開成館
廣島文理科大學教授清原貞雄著	女子修身訓	開成館
小西重直大石和太郎著	改訂最新女子修身書	永澤金港堂
文學博士藤井健治郎著	新時代女子修身書	開成館

澤柳政太郎著 小西重直補訂 新定女子修身訓

東京高師教授東大助教友枝高彦著女子修身

同文館
富山房

私は右に掲げた十人の大家の教科書を調査して一覽表を作製した。そしてその一覽表を点檢したが勿論個人として修養すべき徳目から家庭、社會、國家に對する諸道德が學年に應じて配列してあるが、私はその中で特に女子として、殊に日本の女子として直接關係ある項目を拔萃分類して研究することにした。我が國の娘はどうしたら宜しいか。娘自身も、親達も、教師も迷うてゐる。新しいことを排斥するが、何處から何處までが新しく、何處から何處までが古いと明確に答へらるゝ人はあるまい。日本の婦人らしい婦人といつても日本婦人といふカテゴリーの中には往々、昔の婦人の定義を押し込んで明治の婦人や大正の婦人を戸まどいさすことはあるまいか。

然し賢名な我が國の教育界の先輩の指示する、日本婦人の道德は新と舊との中庸を得て頗る適切穩健であると思ふのである。が日本の婦人よ、何處へゆく。

第二章 女性

スタンレー・ホール博士の説

(澤柳博士著五・一七)

- 一、女子は男子に比し腕力・脚力共に弱く、概して云へば女子の體力は男子に及ばない、其身長體重は男子よりも少い。
- 二、女子は男子に比し感覚が鋭敏であるとは常に唱へられる所、殊に聽覺の如きは男子に優ること幾ど疑ふ餘地がないやうに考へられるけれども幾多の研究は男女の間に差がないことを證明した。
- 三、色彩の知覺に關しては男子よりも女子の方が著しく鋭敏である。ホール博士は地上の花は實に女子の愛翫のために造られたものというても可いと言つた。
- 四、女子は現在に生きるといはれ、遠き將來のことに對しては興味を有たないのが常である。
- 五、女子が其の同性を解することは男子が其の同性を解する以上である。女子は其の同性の態度風姿より性情に至るまで周到の注意を拂ふこと、男子が其の同性に注意する比でない。
- 六、女子が男子を見る標準は男子が女子を見る標準と異なる。

- 七、女子は男子よりも遙に愛他的である。
- 八、婦人が其の夫其の子に對して懐く愛は熱烈なのが常である。故に一旦夫の愛を失ふか、またはその子に先立たれる時は其の悲は何ものを以てしても慰め難い。
- 九、婦人の宗教的本能は男子よりも遙に強し。
- 十、婦人の態度の變化し易きことは男子の比でない。
- 十一、婦人の情緒は男子よりも深く且強い。婦人が感情的で理性的でないといはれる所以である。
- 十二、女子は身心共に早く成熟し、其の盛年は早く去る。
- 十三、婦人は男子よりも身邊の修飾に多くの時を費す。
- 十四、女子の遊戯は幼時から男子と異なる。
- 十五、婦人の愛翫物(犬猫等)は男子と異なる。
- 十六、女子は規律に能く服従する。學校に於て規則に背くものは多くは男生徒である。
- 十七、婦人は組織する力に於て著しく男子に及ばない。
- 十八、婦人は其の職務に對して男子よりも忠實である。
- 十九、婦人は男子よりも會話の機会が多い。婦人の多辯なのは其の爲であらう。

- 二十、女子は語學文學等に長じ、自然科學よりも此等の學科を好む。
- 二十一、女子は化學生物學等を學ぶ場合に理論的方面よりも應用の方面に興味を有する。
- 二十二、女子は抽象的のものよりも具體的のものに多く注意し多く興味を有する。
- 二十三、大學卒業の女子の結婚は大學卒業の男子よりも少い。女子の大學教育を受くる者の内には始から獨身生活を爲す境遇にある者が多いからであらう。
- 二十四、幼兒を理解するは男子に優り、教育者として幼兒を教へる場合にも男子に優る。これは米國に於ての實情であらうが亦女性一般に通ずる特長と見られよう。
- 二十五、女子は主義主張に依るよりも多く便宜を主とする傾向を有する。
- 二十六、女子は苦痛に堪へる點に於て男子に優る、大外科手術に堪へるが如き其の著しい例である。
- 二十七、死に對して女子は若きも老いたるも決然たる覺悟を有する。男子は此の點に關しては臆病である。
- 二十八、女子の犯罪は男子の犯罪と其の種類を異にする。
- 二十九、女子の社會的活動も男子と其の方面を異にする。
- 三十、結婚は男子よりも大なる變化、大なる影響を女子に及ぼす。

女子の文化的使命

(友枝教授著五・二八)

- 一、文化の發達は人類解放の道行であるともいへるが、女子の解放といふのは、男子と同じ風をし、同じ希望を抱き、同じ自由と力とを得ることであると思ふのは誤りで、それは女性の特色を捨て女子の天性に背くものである。
- 二、女子には女子として最も尊い義務がある。それは女性としての任務を人類全体の爲に果す事である。
- 三、妻として夫の所得に依つて生活するからといつて自尊の念をすてゝはならぬ。男子と女子とが相依つて一つの家庭を作るのであるから夫婦は一体である。完全な社會を實現しようとしたならば男子も女子も益々その特色を發揮して互に助け合ひ美しい社會統一の實をあげねばならぬ。
- 四、女子は靜止的、構成的、保守的、調和的である。
- 五、女子の解放とは男子と同じになるのではなく、女子の女子たる根本の特質を見出して一層強い明らかな女性を作り出すことで、男子と競争するのでなく男子と協同することである。
- 六、如何なる事をなすにも女子の誇を捨てない様に生きる。女子の本性、女子の誇として最も大切なものは愛の力である愛は女子の生命である。
- 七、女は女子としてその特質を發揮し國家、社會の要求に應じてその本分を盡す、それが女子の文化的

使命である。

日本の女子

(小西博士大石氏共著五・六)

- 一、ドイツの男子は自己を犠牲にすることの出来る婦人を理想としてゐる。しかしそれは日本に行かなければ求めることが出来ない。西洋の或學者が言つたことがある。
- 二、アインシュタインは「日本婦人の笑は自分の感情を制御し睦じやかな家族間の互助結合を遂げしめる。又日本婦人が犠牲の心に富んでゐるから家族の結合を固うすることが出来るのである」といつた。
- 三、西洋の特に都會では、家族生活の特長である安易と快活と無邪氣と和樂とを失つて荒んでいく様である。
- 四、西洋では又多くの費用を流行に支拂ひ虚榮を求め社交の美名の下に空虚な會話をして、天眞の流露もなく心からの快活もなく豊富な想像もなく高尚な諧謔もなく洗練せられた機智もなく、高雅偉大な文藝について語られない婦人も多い。
- 六、フランスの詩人、クローデル氏は「日本人が物のあはれを知るやさしさは日本の國體と同じく、全く、日本獨特のものである」といつた。

- 七、日本のものは凡てがやさしくて、快活で生々してゐる。自然と人間とがまるで一体をなしてゐる。藝術化せられた我が國の日常生活は神代から傳つた素材、敬虔、清淨の精神の上に、佛教藝術と支那趣味との加味によつて土臺が出来、その上に池の坊や千利休などが教へた花道茶道、光悦や光琳が工夫した日常什器の美化などによつていつしか成し遂げられて來たものである。
- 八、人格を中心とした家族組織の特色は、物質や財産よりも性格や能力の安定に重きをおく必要がある。そして獨立自營の性格と相互扶助の心情とをよく子供等に徹底せしめる事を中心とした精神的の一團が即ち人格的家族主義である。

女子と社會

(藤井博士著上級用一五)

- 一、今日では結婚は男女對等の自覺に基礎をおき、法律は僅かな特別の場合を除く外は男女を平等に扱ひ、職業に於いても同様になつたのは、人類社會のことは男女共存共榮の生存であるからである。
- 二、男女が各自その性的區別によつて生ずる特異な個性を發揮してこそ始めて、それ／＼人間としての價値を向上することが出来、男女が各自特異な性質を以て補ひあつてこそ始めてそれ／＼完全な社會人となる事が出来るのである。

三、エリス博士の男女比較研究によると女子の方が男子より保守的要素を多く有し人類の種の保存のため自然の恩寵を多くうけてゐることが分る。故に女子は男子の慰安者である。

女子は又直覺、想像、模倣に長じ、活動舞臺としては家庭の樂士が適當である。

四、女子は女子であることを榮譽としその本來の天職は家庭の人となること即ち、妻となり母となる事であることを自覺しなくてはならぬ。

五、妻であり母であるもの、無上の光榮と神聖さとを知らねばならぬ。

六、新時代を將來すべき女子の任務の如何に大なるかを自覺して、女子は國家、社會の單位であるべき家庭の生活に入つて、先づその改善を企圖し、家庭を神聖至純な神殿とするため刻苦して進歩的生活を送るやうにすることが大切である。

今や新時代の曙の光が女子の自覺を待つてゐる。家庭社會の兩生活に於いても明るく輝き、昇る朝日のやうに四方に透徹する理智の光をかざして來るべき時代の先驅者としての新生活に入れよとばかりに、夜は今明け離れようとしてゐます。私達は偉大な人格者として女子の理性と價值とを十分に發揮するために目覺めて起きて出て、そして實社會に活動しようではありませんか。

女子の天職をつくせ

(野田博士著三・一一)

一、男子も女子も一心同体の夫婦となつて始めて一人前の資格を得て満足な人間の生活に入る。

二、母たることは女子の尊い天職である。

三、自然的男女分業で女子は育兒に専念すべきである。

四、獨身生活は不自然である。

女子の天職

(澤柳博士著四・一六)

一、男子と女子は體質の差があると共に精神上にも種々の差異のあることは明かである。

二、女子は内に在つて家庭を整理する。社會も家も男女相倚り相助けて組織する所で、家の經營は専ら女子による。

三、女子がその天職を全うするには男子の天職を全うするを要し、男子がその天職を果すためには女子がその天職を果すを要する。男子の天職が尊いやうに女子の天職も亦實に重い。そして女子がその天職を盡くすのは則ち人としての天職を盡くすのである。

女子の特性を發揮せよ

(野田博士著三・一二)

- 一、女子はやさしい感情を生命として平和、愛情の生活を好み養護愛育整理保存節約利用に長じ、男子との調和は人生の幸福を生むものである。
- 二、女子の性情は青年期に明白となる。即自ら處女の誇を感じ容貌は勿論思想感情の上に性の本領が發揮せられてくる。
- 三、結婚により再び女子の特色は明瞭となる。處女の間には潜んでゐたり、曲りくねつてゐたものが眞正に幸福な夫婦生活に喚び起され且つ矯正される。
- 四、女子は子を生んで人格が圓熟する。母性は女子修養の理想である。
- 五、女子は感情が興奮し易い。憤怒、憎惡、嫉妬、怨恨とか恐怖、憂鬱、煩悶、厭世又はヒステリー、饒舌、虚禮、虚飾、虚榮、空想など短所である。

我が國の女子

(清原博士著五・三)

- 一、我が國の女子は最も女子らしい女子である。

二、我が國女子の長所は

溫良貞淑 忍従 犠牲的精神 内を守る 育兒熱心

現代の我が國の女子は従來の我が國の女子の長所美点を理解し、これを守つて濫りに外國の浮薄な風習に動かされないやうに注意すること、依頼心が強く獨立心に乏しいこと、意志の弱くて誘惑に打勝つ力の少いこと、知識慾研究慾の少いこと、進取の氣象に乏しいことは我が國女子の缺點である。

- 一、男女各天賦の職責があるから男女並び存することは意味が深い。
- 二、女子の男性化しようとするのは誤である。

現代女子の行くべき道

(下田博士著五・一六)

- 一、婦人解放思想にかぶれて常軌を逸し幸福の道を踏み迷はぬこと。
- 二、家庭生活を厭ふてはならない。
- 三、母の仕事は最も個性を發揮することが出来る。
- 四、女子の身体は子を産む爲の身体である。
- 五、母性を發揮して母の榮光に居ることは自然の無上命令である。

六、女子は「ファウスト」を創作することが出来なくてもゲーテを生むことが出来る。

女子の三従 (湯原氏著四・一二)

- 一、男子の性質はこちらへで、女子は「そちらへ」である。
- 二、三従の徳、未だ嫁せざれば父に従ひ、既に嫁すれば夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ。
- 三、女子の天性は尊い犠牲心と貞操と母性愛にあらはれる。

貞 徳 (湯原氏著四・一三)

- 一、處女の淨行、妻の貞操は女子の本性。
男子は瞬間の領域に生活し、女子は限りのない因果の世界に生活する。(ウキルヘルム、フヨルスタ
ー) 貞徳とは性に關する趣味の極めて高尚であることに外ならぬ……フヨルスタ。

處女時代 (下田博士著三・二)

- 一、處女時代は女子一生の誇である。

- 二、處女時代の榮えを樂しむと共に常に前途に希望をつなぎたい。
- 三、處女時代は修養時代である。

女子への要求 (下田博士著三・四)

- 一、聰明でなくてはならぬ。
- 二、意志が強固であるべきこと。
- 三、感情の中正を保つべきこと。
- 四、恥ぢるべきか否かを知ること。

婦人の力 (小西博士大石氏共著四・九)

- 一、カーライルの妻は人を命じ慰めた。
- 二、サライ夫人ハミルトン夫人共に内助の功があつた。
- 三、貝原益軒の妻も内助の功が多かつた。
- 四、税所敦子はよく姑に事へた。

五、日本婦人は古來宗教文學救民其他の方面に日本魂を發揮した。

教育ある女子 (澤柳博士著四・一二)

- 一、我が國古の武士階級の女子は温順にして貞烈で民衆の儀表にならうとした。
- 二、現代の中流女子は内助の功を以て男子を助け、子女の熏陶に忠良なる次代の國民を作ることに心を
用ふる、こと。

現代の女子 (澤柳博士著四・一三)

- 一、現代女子の地位は高くなつた。
- 二、齊家の重任が女子の雙肩にかゝるのみでなく、慈善博愛感化矯風看病等の事業は女子の盡力を俟つ
- 三、國家の良俗は家庭の美風より成り家庭の美風は主婦の心掛によつて生ずる。
- 四、今日の過渡期に於いて家風は尊重し、例へ改善なりとも徐々に行ふこと。

女性の力 (下田博士著四・一二)

- 一、世の常闇に一道の光明を齎したのは女子である。

- 二、女子の鋭敏な感動性は微妙な影響を優美な身体に與へて愛嬌を生じさせる。
- 三、羞恥は身体の良心であつて兼ねて精神の良心をも鼓舞する。
- 四、柔な處、底力のある柔を善用すること。
- 五、倦むことのない修養に由つて聰明と温情と徳操とを得なければならぬ。
- 六、女性の智と徳とで男性の失敗を指導すること。
- 七、女性の特長で家族國家社會に奉仕せねばならぬ。

女子の特長 (下田博士著五・一五)

- 一、男女互にその特質長短を補ふべきである。
- 二、女子は平和、愛情の生活に適してゐる。
- 三、女子は善美なものを賞讃して之を行つた者に満足を與へ、又之を行ふ勇氣を與へ争論や戰鬥を鎮撫する。
- 四、男子は社會の激浪と戦ひ女子は家庭に保護せられる。
- 五、女子はその家庭を力の限り、平和の神殿、愛情の樂土として、その夫を家庭以外に於ける誘惑と危

險とから安全にする事に努める。

- 六、男女の性別、職別を無視する事は、性の原理が許さない。
- 七、女子の男性化は女子本来の短所を残してその長所を失ふものである。
- 八、男女特質の固守、男子の高音と女子の低音との合唱曲が見事な効果を呈するやうに男女の協同作業が必要である。

眞面目な女子 (下田博士著三・一〇)

- 一、現代女學生の手紙の用紙封筒は品位なく、下品な詞語格文法の誤り、文字々形配置が悪い。
- 二、着實の風が乏しく、氣まぐれである。
- 三、處女に對する青年の要求(東京某新聞記事)
 - 一、虚榮を戒め慎むこと。
 - 二、着物を飾るより頭の中を飾ること。
 - 三、白粉の外に書物をも買うこと。
 - 四、身体の強壯を圖ること。

- 五、農業の意義と尊嚴とを知ること。
- 六、都市に憧れて田舎を去らないこと。
- 七、貧しい青年を蔑視しないこと。

女子の長所と短所 (湯原氏著四・一六)

- 一、母性愛は男子の企て及ばぬ最大長所である。
- 二、同情に富み柔和で優美で緻密な点は女子が優り、理智と判断と勇氣は男子に及ばぬ。
- 三、女子の長所と雖調和的に發達せねばならぬ。
- 四、女子の短所、人の陰口をいつたり、猜疑心が強いとか嫉妬心が深いことなども固有のものではない。
- 五、女子は深く反省して短所を矯め人格と實行とをもつて世人に示さねばならぬ。

我が國女子の長所 (澤柳博士著五・一八)

- 一、家にあつて専ら其の經營に任じ之が爲には如何なる勞苦にも堪へ没我の精神を發揮する。たゞ盲従するのほむべきでない。

- 二、温良貞淑で奥床しく、女らしい。
- 因循で進取の氣風に乏しいのはいけない。
- 三、修養努力の功を積み世界各国の女子に對して優越の地位を占むべきである。

女子の力 (澤柳博士著上級一六)

- 一、妻の力——表面に顯れた目覺しい事業は概ね男子によつて成し遂げられるやうであるけれども男子をしてかゝる活動を爲さしめる背後に女子の大なる力のあることを忘れてはならぬ。
- 二、母の力——或大工場の支配人は云うた「少年を雇ひ入れるに當りてまづその母の品性を調査して其の善良なるを知らば其の信用すべきは疑を容れず」と。古來偉人の多くが賢母に育まれたのは歴史の證明する所で枚舉に遑ないほどである。「芳野山わか木の花をおほひつつははそのかげの高くもあるかな」
- 三、女性としての力——社會に調和と怡樂と禮節と慰藉とを齎すこと女子に及ぶ者はない。若し世に女性の柔和温順愛情優美謙讓がなかつたなら争鬭衝突亂暴不平騷擾は常に絶えることがないであらう。

- 四、妻として、母としてはた女性としての力はそも何れより湧き出るか。それは修養ある品性から湧き出るものである。

男性と女性 (大島氏著四・一七)

- 一、男と女とがその教養に於てその理解に於て平等に立ち得るやうな地位關係に於て眞に能く社會がその整調を保ち得て健全に發達することができる譯である。
- 二、女子の使命が専ら家庭生活にあつて子女を養育し内助の任を盡すべきはいふまでもないが家庭は社會の單位としてそこには將來の國家社會の作るべき原動力がなければならぬのであるから主婦の地位にあるものは人生に對する理想があり社會生活についての理解があり夫と内外呼應して子女を立派に教育して行くべき責任があるからである。
- 三、男性は勇氣果斷進取創造といふが如き能動的積極的で女子は温和親切忍耐服従といふが如き受動的消極的である。男性と女性とが共存して人間界をなすのであるから、その一つを缺いては男性は男性の意義を失ひ女性は女性の意義を失つてしまふ。故に相互に人格としての尊敬を拂はねばならぬのは當然である。

理想の淑女 (澤柳氏著三二〇)

一、善を好み、悪を忌み、正しきを愛し、邪しまなるを惡み、柔和ではあるけれども守る所内に堅く、愛嬌はあるけれども巧佞ではない。驕慢に流れず、卑屈に陥らず、よく謙遜の徳を具へ、容姿は美しく、才藝には富むが會て之を氣色に顯はさない。天成の麗質ではあるけれども自然高雅に見え、富貴であるけれども奢らない。貧しいけれども亂に及ばない。よく勉め、よく勵み、又よく人事を盡くして天命に安んずる。かかる女子は理想の淑女である。

二、己を持つこと恭儉、浮華に流れず、文と質と兼ね備り、理と情と相調ひ、常識は健全で、趣味は高尚で、言葉を選んで靜かに語り、禮儀を守つて淑かに行ふ。其の心情は高潔で些の卑劣なく、其の人に交るや誠實で聊かも虚偽がない、己を責めることは嚴であるけれども人に對して寛、疑を去り、怒を忍び、人を猜ます、又誹らず、忠恕の心は内に充ちて深切の行となり、快活の氣は外に溢れて閑雅の姿となる。婉々たる其の容は、愛すべく優々たる其の態は、親しむべく、しかも凛として押れ難く犯し難き所がある。かかる女子は理想の淑女でなからうか。

三、父母に事へて孝順、兄弟を敬ひ、弟妹を愛し、學を勉め藝を勵む。既に嫁してはよく婦道を守つて

家事を齊へ、貞淑の徳は高くして慈愛の情は深く、舅姑には信愛せられ、良人には敬愛せられ、子女には愛慕せられ、婢僕には心服せられる。忠實勤勉で、事に規律あり、物に秩序あり、よく入るを計つて出づるを制し、私事に約にして公事には吝まない。祖先を重んじて、子女の薰陶に心を用ひ、直接には團樂の樂を全うして、間接には社會を風化する。これも理想の淑女である。

四、斯くの如き淑女であつたならば、地位の高下などは其の關する所でない。容貌の美醜などは其の興る所でない。また家業の如何も其の問ふ所ではない。唯よく其の心を誠にし、其の身を慎んで、婦徳よく修り、婦言よろしきに適ひ、婦容よく整ひて、婦功よく家事を處するを得たならば、すなはち女子の理想は實現せられたものである。蓋し家庭は女子の王國で、家を齊へるのは女子の天職であると同時に又其の特權であるからである。

五、斯くの如き淑女のあるのは一家の幸福である。晉に一家の幸福なるのみならず、又實に社會國家の幸福である。社會は斯かる淑女を得て其の文明を進めることが出來、國家も亦斯かる淑女を得て其の品位を高め得るであらう。

第三章 結 婚

結 婚 (大島氏著四・一九)

- 一、結婚によつて男性は眞に男性としての責任と意義を感じ、女性は眞に女性としての任務と意義とを悟り互に人生に於てつくすべきそれらの本務のあることを深くわきまへるにいたるものである。男女は相當の年齢に達すれば結婚して家庭を作り子孫の繁榮をはかるのは當然である。
- 二、結婚資格の年齢は我が民法では男は満十七歳以上女子は満十五歳以上であるが今日の實際では男は普通廿四五歳以上女は十八九歳以上になつており生活條件や教育の向上と共に段々結婚期は遅くなりつゝある傾向である。しかし又結婚する本人の自覺を必要とすることが段々認められて來たためであるとも解釋されるのであつて昔のやうに本人の知らぬまに親同志の相談できまるといふことや、許嫁といふ社會的風習が段々少くなつて來たことを語るものである。
- 三、結婚は本人の同意を第一條件とする。然し當人同志の私事でない。両親はもとより兄弟姉妹や親戚や友人達によつて公認される社會的事實であり國法によつて認められる合法的事實でなくてはなら

ぬこゝに結婚が人生の大典であるといふ意義があり結婚式が嚴かに行はれる理由があるのである。それであるから男女相愛するといふても一定の手續によつて社會的に公認され得ないやうでは道ならぬ關係として斥けられるに反して一方にはめでたい事として心から祝はれるのは男女の結婚は人生の公事であるといふ意味を明白に語るものである。そしてこゝに貞操觀念が確立される。

四、殊に我が國に於ては昔から家族制度によつて家といふ永久的存在が認められ、その家の戸主權が認められ家督相續といふことがあるので結婚は祖先からの家を相續して子孫に傳へひろめて行くといふ意味があるからなほさら當人の勝手といふことにはできないことになつてゐる。

民法では満三十歳以下の男子満二十五歳以下の女子は結婚するには必ず戸主たる父母又は兄弟の承認を受くべきことになつてゐるのもそのためである。

戸主權又は親權の濫用もいけないが、両親の許を得ずに結婚する譯にも行かないのである。そこで時々親子の間に意志の疏通しないことがあつて悲劇を生ずることもあるのであるが本人は勿論、父母兄弟の承認のもとにめでたく結婚の行はれることが願はしきことであるのはいふまでもない。

五、西洋とちがつて明るい男女交際の機會が適當に與へられてゐないのは缺點である。であるから互に觀察力や批判力が養はれてゐないので遇々青年男女が少しく接近し得る機會のある場合には、たやす

く盲目的な愛情關係に陥り易い危険がある。自由戀愛などといふ名の下に幾多の破綻が世の中にくりかへされるのはそれである。結婚は一生を通じて和合のできる家庭をつくることであるから愛なしに行はれないことであるが、本能的な熱情にまかせて結婚することはたちまち冷めては互に相厭ふやうになり勝である。それ故に結婚は經驗に富み觀察力のある両親や兄弟や親戚や先輩のめがねによつて適當としてすゝめられた候補者について自分の意志を決定するのが最も安全である。

六、調査は各自の性格の要求する所に従つて判断する外はないが、いづれにしても相手方の氣質や性行については十分知つておくことが必要である。

また血統を重んじ家風や家柄について調べ、教育の程度についてもよく知つておくこと。

結婚の義務

(清原博士著五・五)

- 一、人間は結婚によつて自分の他の半分を求め得るのであつて結婚するまではまだ人間としての完成を遂げて居らないといふべきである。
- 二、結婚の最大目的は子女を設けることである。凡ての生物は皆種族保存欲といふ本能を有してゐる。種族保存欲は即ち生存欲の變形である。自分の生命を尊重しこれを何處までも保存しようとするのは

生物の本能であるが不老不死といふことは生理上不可能である。だから自分の生んだ子女によつて自分の延長を圖るのである。

また國家は永遠の生命を期するものである。ところが國家を形成する國民の生命には限りがある。限りのある生命を有する我等が子女を遺して次代の國民を國家に捧げることが國民としての必然の義務である。

三、特殊の場合には獨身生活を認めねばならない。然し特別の理由のないのに家庭生活の煩累を厭うて吾儘勝手な生活を慕うて獨身生活を押し通さうとするのは誤である。

夫の選擇

(清原博士著五・六)

- 一、結婚に當り配偶者の選擇には相當の見識を有せよ。
- 二、情に熱し易い青年時代に偶然の機會によつて相識るゝに至つた男女がその相手に對して正常な判断を下すことが困難であるから冷靜な第三者、特に世故に長けた人尊長者などの意見を重んじ、みだりに自由結婚に陥らぬようにせよ。
- 三、然し父母や尊長者の意見に盲従するには及ばぬ。不幸にして自分の意見と父母や尊長者の意見とが

合致しない時は穩かに自分の意見を述べてその諒解を得べきである。

四、父母の意見に従へば過が少い。

五、配偶者を選ぶ標準を定めよ。

結婚の眞の目的を明かにすれば分る。即ち、夫婦協力して一家を齊へ社會國家のために力を盡し各自の人格を完成し直接には我が家の存續繁榮のために間接には社會國家のために健全善良有爲な子孫を遺すのが結婚の目的である。

それには身心共に健全で血統が純良であり智識才能技藝などによつて獨立の生計を立てることが出來更に子女教養に窮するやうなことがなくまた人格高潔な男子であることである。

六、實際に於ては選擇し得る範圍内に於てこの理想的の標準に最も近いものを選ばばよい。

結

婚

(澤柳博士著四・一五)

一、結婚は人生の大事、人倫の大本である。

二、結婚は最も嚴肅なる考と最も慎重なる態度とを以て之を行はなければならぬ。

三、我が國では結婚に關しては父母の考に重きをおいて決するのが常である。

第一血統、健全強壯で純潔の血統ある者の間に行はるべきである。

第二人物、品性高潔であつて必ずしも現在の地位の高いのと又財産の多いのとを要しない。春秋に富み夫婦相扶け相勵まして將來の運命を開拓しようとするべきである。又夫の趣味や家風も一考を要する。

第三結婚後の生活の状態を考量するを要する。質素な生計を維持する力あることを必要とする。徒に配偶者の容貌や門地や財産等に重きをおくな。

四、結婚後の覺悟、結婚の第一日から理想的の生活に入つたのではない。互に缺點を發見したら之を補ひ之を正して將來の完全を圖るがよい。何事にも忍耐と推讓と寛容とは必要であるが我家庭では特に必要である。

五、離婚は結婚のとき枝葉の事項を考へて却つて重要な点を考慮しなかつた結果に外ならない。

結

婚

(藤井博士著四・八)

一、相當の年齢に達すると結婚するのが自然の大法である。

二、婦人は愛情を以て親切を以て溫和な力を以て家庭を支配する。高尚な心を有する婦人と結婚するぐ

らむ男子を沈着にさせるものはない。男子はこれによつて休息満足幸福即ち頭腦の安息と靈魂の平和とを得る。男子は又妻を自分の最もよい相談相手とすることが出来る。蓋し婦人の本然の智略は男子の理性が邪路に走らうとする傾向のある時にこれを正道に導くものである。眞の妻は困難不幸に陥る際に頼るべき支柱であつて難澁が起り悪運が来る時に彼女の同情と慰藉とは決して欠けることがない。青年時代には彼女は男子の生命の慰藉であり裝飾である。

三、夫婦間の一切の道德の基礎は貞操であります。貞操は結婚後の相互の貞操だけを重視して結婚前に愛情を二三にするのを罪惡と思はないのも非常な心得違であります。

四、文明が進歩するに従つて男女とも婚期が後れますがこれと同時に結婚を強制する風習が次第に廢れて男女各自の理智の判断によつて結婚するやうになりました然し父母の意見をきゝその配慮に感謝の意を表さねばならぬ。又一家一門の人々にも共に喜んで貰ふことは私達の幸福を一層大きくするものです。

五、結婚の式は出来るだけ莊重嚴肅に行ひその諸費用はなるべく節約しその金で確實な會社の株式社債または國債の類を買入れて持參するのがよい。

配遇者の選擇

(藤井博士著四九)

一、文明諸國では一夫一婦でそれは愛情の純潔が結婚生活の根底であるからである。

二、身体上強健なること。優生學上の見地から遺傳血統の吟味低能虛弱者の婚姻禁止までも力説されるやうになつた。

三、精神上に於ては智能の健全なもの趣味の高尙なもの愛情の信實なものが好ましい。最も大切なものは夫たるべき人の道德の堅固なことであります。

四、財産地位權勢はなくても生活の保障となる才能のある人、そして將來次第に自分の活躍舞臺を自分の力によつて開拓し築き上げることの出来る人、その職業家風及び性向趣味が自分に適合することの出来る人、眞に相互に理解して社會的に貢献することの出来る人が最も望ましい。

五、父母長上に強いられ誤つた結婚をせぬよう。

六、時代の變化につれて女子は著しく目覺めて來ました。随つて社會の各方面に於て無自覺的に獻身しないやうになりました。今後の女子は自覺があり分別があり同情があり愛情のある伴侶としてまた助手として同行者として天と共に一家の經營、子女の教養に協力しなくてはなりませんから配偶者の選

擇には各種の條件について十分考慮する必要があります。

結 婚 (田中博士著四・一八)

結婚は人の本性に基づくものである。結婚はまた、人が一定の年齢に達すれば生涯を共にする伴侶としての配偶者を得るといふ社會の慣習である。それ故結婚は人生の自然である。

結婚の制度のうちで最も進んだものが一夫一婦制である。これは何れの民族、何れの國に於ても男女の数がほぼ同じであるといふことからいつても、家族の基礎を鞏固にする點からいつても、また道徳上からいつても、人生の最も自然に基づく制度といはねばならぬ。今日文明國に於て皆この制度によつて居るのはそのためである。

結婚の年齢は、我が國の法律では、男子は満十七歳、女子は満十五歳以上となつて居るけれども、それは最低限を示したもので、實際は、教育・職業・境遇によつて一定はせぬにしても、男子は二十四・五歳から三十一・二歳まで、女子は十八・九歳から二十三・四歳までが適當とされて居る。結婚年齢は身體上・精神上の成熟の時期や、社會状態の異なるに隨つて各國皆異り、印度等に於ては早婚の慣習があるけれども、も歐米に於ては日本に比して一般に晩婚である。

結婚の第一の意義は、幸福の生活である。人間は男女各々特質があるけれども、隨つてまた不完全を免れぬ、結婚によつて互に精神の結合をなして始めて完全な人となるものである。それ故人生の幸福は結婚によつて家庭を作ることから始まるといふことが出来る。第二は、子孫の繁榮である。私達が祖先から傳へられた文化を受継ぎこれを子孫に傳へ、人類永遠の發展に資することが出来るのは一に結婚によるものである。第三は、國家・社會に對する貢獻である。家庭は社會の單位であつて、單に一家の生活といふばかりでなく、それを通して國家・社會の生活をなして居るのである。それ故結婚は、國家的社會的の意味をもつものである。かやうに結婚は人間生活の根源をなすものであつて非常に深い意義をもつものである。

結婚はかやうに深い意義をもつて居るから、一生の一大事といはねばならぬ。若しこれを誤つたならば、本人一生の不幸であるばかりでなく、その子孫にも悪影響を及ぼし、延いて社會・國家の損失を招くことになる。それ故配偶者の選定は最も慎重を要するのである。今主に注意すべき二三の點に就いて述べよう。

第一、身體 身體の健康が、精神を爽快にし人の活動を盛にし、隨つて結婚を幸福にすることはいふまでもない。これに反し病弱の身體は一家を暗くし、竟には結婚生活を害ふやうにもなるから、お互に

不幸であり、更に優生學の示すところによれば、人の體質がその子孫に及ぼす影響が甚だ大であるから病弱者の結婚は社會的に恐るべき結果を産むことにもなる。それ故に體質と血統とは最初に考慮すべき點である。

第二、精神 精神上にも注意すべきことが多いが、先づ高潔の品性である。どんなに社會上の地位や財産があり、また學問や才能に秀れて居ても、人物がしつかりして居なければ、よし物質上豊かの生活をすることが出来るにしても、眞に幸福の結婚は望まれない。實に高潔の品性を備へた人格者といふことが、配偶者選定の第一要件である。併し人の品性の高下は、容易に測り難いものであるが、其の人の教育・修養の程度、執務の状態、友人關係、趣味の種類、品行・動作・言語等によつてほゞこれを推察することが出来るものである。次に結婚は、精神の結合であるから、相互に理解をもち、また愛し合はねばならぬ。これに就いての豫想も甚だ困難であるが、前に述べた品性の高いことは勿論のこと、更にまた教育の程度、運動・趣味の種類、家庭の狀況、同情心の有無、他人に對する態度、職業等をも考慮せねばならぬ。

第三、經濟 經濟上の保證があるのは、勿論よいことには相違ないが、祖先の遺産によつて豊かに生活し、獨立の志を缺く人よりも、よし現在は生活に困つて居ようとも、その知識・才能・努力に恵まれて

正しい職業によつて生きようとする人の方がどんなによいかも知れない。人に幸福を與へるものは、自分の精神であつて、決して物質ではない。私達は、従來行はれて居た結婚の第一の條件を財産に置くやうな愚を學んではならぬ。

世の子女は、まだ思慮も淺く經驗も乏しいから、自らこれらの取調に當ることは出来ない。父母や親戚其の他經驗に富んだ人が、これに代つて心配をするのが普通である。法律に男子滿三十歳、女子滿二十五歳未滿の結婚は、父母の同意を要すると規定してあるのもそのためである。私達は、親や其の他の人の意見に信賴せねばならぬが、併し一生の重大事であるから、自分も亦これに就いて熟慮し、穩健な正しい意見をもつやうにせねばならぬ。

尙ほ實際に當つては、自分が完全でないやうに、理想の人は容易に求められるものではない。それ故自分の地位・境遇・教育等を考へ、自分の求め得る範圍内で最も適當の人を選ぶことが肝要である。かやうに考慮は慎重を要するが、一旦決定した上は、お互に結婚をして意義あらしめるやうに努めねばならぬ

結 婚 (小西博士大石氏共著四・八)

一、女子は結婚によつて準備時代から本生活に入るのであります。早晚、人の母として子女養育の重任

を負ふことを考へるとき女子の誰もが衷心から一種の誇と重大な責任とを感じない者はありません。また父母の一人に缺損性があつても一人が他の正常な家系から出てゐてその人自身も正常の人なら缺損性の子は生れることが少ないのです。それで正常でない家系の人は正常な家系に属する正常の人と結婚するやうにしなければなりません。さうしてその間に生れた子は又他の正常の家系に属する正常な人と結婚しなければなりません。

三、頭髮も、身長も、肥満性も禿頭や爪の發育、齒の珞瑯質、眼の水晶球などの如何も遺傳します。父母共に感冒肺炎にかゝり易い體質であると子も感冒肺炎にかゝり易いものです。

四、低能の父母から生れた子の多數は低能です。心の發育が不完全で神経系の強い刺戟に堪へ得ないものも、その子にその病系を傳へます。父母共に發狂性のある場合はその子も神經病にかゝり、父に發狂性があつてその祖先にも同じ病系のある場合に子の一半は狂氣になります。從兄弟姉妹の結婚の結果はその子に先祖の缺損性を現す事が多い。豊唾は從兄弟姉妹が結婚して生んだ子に多いものです。

五、この問題に直面した場面には勿論心から父母長上の意見に信賴すべきものでありますけれども私達自身が着實正當な意見を持つてゐることも大切です。

- 一、身體の強健。
- 二、道德の堅固。
- 三、才能職業等。

結 婚 (友枝教授著四・二五)

一、雌雄相依つて始めて種の存續をするのであつて人類の婚姻はその爲に行はれる。

二、一男一女が畢生を期した共同生活を目的としたものが婚姻の眞意義である。

三、配偶者の選定は第一健康、第二は精神上に於て相互の愛理解である。第三は經濟上の注意である。一生の生活費を貯蓄して居るものは少いが、教育なり職業なりが生活の保障となるものであるから、それらの點をもよく考へておかねばならぬ。

四、先方の家風や人々の氣風などをよく調べること。

かやうな重大な問題に就いては周圍の人々の冷靜で周到な意見をきくことは誠によいのであるが、婚姻によつて一生の幸、不幸が分れる場合が多いことを思へば私達は自分でも十分慎重にこの問題を考へて後に悔を残さぬやうにしなければならぬ。

結

婚

(下田博士著四・一五)

- 一、結婚は特に女子が結婚生活に由つてその天職を果すことが多いから、極めて嚴肅に結婚といふことを考へなければならぬ。
- 二、この結合に由つて男女はその生涯の苦樂を分かち、家庭の幸福を進め、子孫の繁榮を圖り社會國家の向上を促すのであるから慎重の上にも慎重を加へて他日輕卒粗漫を悔いることのないやうにしなければならぬ。
- 三、婚姻成立の要件の中に直系血族又は三親等内の傍系血族は結婚が出来ない事になつてゐる。結婚に當つて必然考慮すべき條件が年少で經驗の乏しい者の想ひも及ばないやうな處にも存するから父母の經驗と智慮とによつて結婚を安全且幸福にすべきである。

若い男女の交際

(湯原氏著四・一四)

- 一、若い男女の交際にはとりわけ女子の自覺と自重の念との發達することが必要な準備である。
- 二、男女交際には自覺と自重との念が必要である。

- 三、一時の面白半分で若い男女が交際すると危険が伴ふことを免れぬ。
- 四、男子も女子も互によく自重し、潔い考を以ておもむろに相手の人となりを判斷することのできる場合には他日の配偶を得るために男女の交際も必要といひ得られる。
- 五、弱點を矯めるための交際も、女子の眞の強さは深くその天性の中にひそんでゐる女子としての特質を自分の反省の力で涵養し發揮することによつて得られるのであるから、父母の監督の下に許されるといふのを社交上の原則と認めてゐる國もある。

危険の淵

(下田博士著五・二三)

一時婦人雜誌の特色として、各種階級の女子の告白が世に持囃された。その告白は、大半男子の誘惑に陥つた後の苦悶や悲劇であつた。そして、この類の女子が、告白者以外にどれ位あつたか、若しくは今もあるかを想像すれば、實に悚然たらざるを得ない。どうして女子はこのやうに男子の誘惑に脆いのであらう。

誘惑を試みる者の罪は固よりであるが、誘惑に屈する者も亦責を免れないのは明かである。この際、女子は深く女性の弱點を自省しなければならぬ。他人の親切に甘える傾のある女子は、男子の聊かの親

切をも、眞實で恆久なものと輕信する。虚榮の強い女子は、かりそめに阿る男子の言葉を聞けば、如何にも自分を理解するものゝやうに感激する。身なりが綺麗だ、金ばなれがよいといふやうなことを、恆産のない女子は、將來の爲に頼もしい事と妄想する。趣味思想等に、その時共鳴する所があれば、輕佻な女子は、それを一定不變なものであるかのやうに速斷する。そして、それらの事が男子の假面として行はれる場合の多いことに氣附かないのである。

これに氣附かないのは、要するに大局を洞察する明がないからである。一時のことを永久の事と思ひ表面に拘つて裏面を見ず、男子の品性、人格などは、如何にして識別すべきかをも知らないのである。これと共に、初から自分を弱い者、助けのない者と見做して、少しの自重、矜持をもたないのは、この上もない女性の恥辱である。何となれば、かくては、到底精透な人格の觀念を以て、自律的に貞操を固守し得る女子と云へないからである。約して云へば、その智と勇とに情を制する力がないのである。

椿説弓張月の白縫姫は、爲朝と結婚するに當つて、その智勇を試みる爲に、十數人の侍女をして、一度に彼に打つてかゝらせた。愈々彼が智勇無雙の丈夫であることを確認した後、姫は初めて彼の妻となつた。そして、彼女の夫に對する貞操は、終始模範的で、間然する所がなかつた。白縫姫を以て舊い女と見てはならぬ。自分より劣つた男子、人格の卑い男子に従ふことを厭うて、直接それが智勇の士で

あるや否やを明かにしようとした事は、如何に進んだ近代的女子でも驚嘆しないではゐられない所であらう。その明智、その沈勇、その矜持は、多くの所謂新しい女子を愧死させるに足るのである。

今日以後は、男女接近の機會が日に益々多くなる。學校の種類に由つては、男女共學制を採用のものあり、職業、交際等の場合に於ても、それは常の事となつてゐる。特に一般社會には、可なりに亂雑なところがあつて、道を行くにも、車に乗るにも、運動會、音樂會、興行物、各種の集會などに不規律、無訓練の男女が互に往來して、良風美俗に無頓着な言動をなす者が少くない。これに加へるに、不良猥雜な刊行物や見世物などが跋扈して、益々男女間の關係を濁らせるやうな勢がある。この場合、女子は如何にして自分を守るべきであらうか。

貞操は既に幾度も述べたやうに、決して女子ばかりの徳ではないけれども、女子の誇も希望も光明も幸福も、唯この一つの貞操に繫ることが少くないのは事實である。貞操が傷けば、女子は闇黒の淵に覆没するばかりである。そして、この女子唯一の寶を破壊しようとする企む者か、自分の周圍にも、自分の内にも潜んでゐるのである。是等の反逆者をして、苟も犯すことのないやうにする爲に、女子は先づ自分を弱い者と思ふ習慣から脱しなければならぬ。そして、そこに見出した自分の力に據つて獨立自助の氣魄を養ふが好い。さうすれば、妄りに他人の親切、同情、理解などに寄り縋らうとする氣分が去るで

あらう。そして一面、理智を磨かなければならぬ。事の大局から判断が下せるやうになれば、男子の假面を看破ることも出来る。誘惑の特徴は、それが甚だ魅力に富んでゐることと、一見尤もらしいこととである。前者には勇を以て、後者には智を以て當る外はないのである。愛は、男子の生涯に於ける一挿話に過ぎざるも、女子の生涯に於ける全歴史なり。(スタール夫人)

男女相敬 (野田博士著四九)

一 人は自他の別なく相互に人格を尊重すべきものとすれば、男女の別によつて、尊卑の差をつけることは勿論不當である。併し人類社會發達の歴史の上では、女子は長い間卑下屈從の地位に甘んじてゐた。根據の薄弱な女子劣等の偏見が、幾多の陋習を作り出して、女子の活動範圍を制限し、其の教育の進歩を妨げた。其の結果として、男子は女子を輕んじ女子も亦之を當然と思ひ込んで、自己の人格を尊重する念慮を養ふ機會がなかつた。近世になつて女子は勿論、男子も此の點に覺醒した。今日では女子劣等觀は最早主義としても、理論としても、存在の理由を失つた。女子の不當不合理の待遇は漸次改善の途に就いてゐる。我が國でも、今日は既に人倫の公道たる男女相敬の途を進んでゐる。

二 我が國には明治の初年に、男尊女卑といふ熟語が出来た。昔は夫婦關係を、主従尊卑の關係と考

へた事もある。男子が優越の地位を占めてゐる社會には、此の思想や風習が行はれるのは己むを得ぬ。我が國のみならず、東洋諸國では、男尊女卑は普通一般の風習と認められてゐた。西洋でも上古には東洋と大差はなかつた。男尊女卑は最早主義として主張宣傳する人はないとしても、其の風習は、今日も尙ほ幾分か存在してゐる。此の思想は、男子の自尊心を強め、其の活動を鼓舞し、之に優越の地位や勢力を獲得せしめるには極めて有力であつたが、女子の自尊心を傷けて卑屈因循に導き、其の活動を妨げて無爲・無能となし、卑下屈從の地位に甘んぜしめた許りでなく、遂に自ら精神生活の向上や、人格の充實を輕んずる弊風をも醸した。男尊女卑は一寸考へれば、男子に有利のやうであるが、深く考究して見れば、女子に不利であると同様に、男子にも不利になる。劣等の女子を妻とすることは夫の體面を汚すのみならず、其の事業の成否にも拘はる。女子が一般に男子に比べて修養も劣り、能率も低い事は男子の生活の上から許りでなく、國民の品位の上からも、國力の上からも、決して望ましくない。如何なる立場から考へても、男女は共に人格の價値に於て、權衡を得ねばならぬ。此の男女對等の理想に達する道は先づ互に人格を尊重して、男女相敬の風習を作る外にはない。

三 我が國では、明治初年に西洋文物の輸入と共に、女尊男卑の語が出来た。我が國の舊習が、男尊女卑であるのに比べて、西洋文明諸國の風俗は、女尊男卑であるとして、或る人は之を羨望し、或る人

は之を擯斥した。西洋とても、政治上・經濟上・教育上から見て女子が決して男子より優越の地位を占めてゐない事は、昔も今も變りはない。唯社交上の禮儀に、女子を尊敬する風習がある事から、我が國に女尊男卑の誤解を生じた。西洋で女子を尊敬する風習は、中世紀に宮廷の騎士が、貴婦人を尊敬した風が、次第に一般に普及したのである。騎士に尊敬された貴婦人達は、其の責任を感じて自重した爲に、學識修養の程度は寧ろ當時の騎士の上にあつた位である。併し此の風習が廣く一般に普及した後も、政治經濟上で男子が久しく占有してゐる優越の地位や勢力を動かすにはあまりに無力であつた。これは西洋に女權擴張の運動があることを思へば、自ら明白である。併し飽くまでも、女尊男卑の主義を貫徹して、女子が男子よりも遙かに優越な地位と勢力を占有し得たとすれば、それは果して女子の爲に有利であらうか。女子は卑屈無能な男子を夫として、果してよく其の體面を保ち得るであらうか。劣等な男子を一半とする國民は果してよく其の品位を保ち、國運の隆昌を圖ることが出来ようか。女尊男卑は、結局男尊女卑と同じ不公平な而かも相互に不利な偏見ではないか。穩健中正の思想は男女互尊即ち男女相敬の外にはない。

四 男女相敬の思想が、一般の主義となつて、社會の風習を作るには女子の覺醒が大切である。男子のみよく此の道理を理解してゐても、女子自ら卑屈に甘んじて、自己の人格を無視するやうでは、とて

も舊來の陋習を脱することは出来ぬ。時勢の推移や思想の變遷は、女子教育の進歩を促して、女子の活動範圍を廣め、幾多不當の差別待遇を撤廢して、女子の地位を進めると共に著しく其の自覺を促した。殊に歐洲大戰後の新時代は女子の爲に新紀元を開いた。我が國の女子は從來自己の人格の尊嚴に對する自覺が不十分であつた。男女相敬の美風を作るには、人格の尊嚴には男女の別がない事に就いて女子自ら痛切に覺醒する事が肝要である。

五 最近女子教育の進歩と、女子の能率の發揮とは、幾多の男子の偏見や舊思想を打破した。殊に歐洲大戰に於ける女子の目ざましい活動振りは、著しく女子に對する男子の偏見を修正した。併し廣く男女相敬の美風を興すには、一方女子の覺醒に待つと共に、男子の在來の偏見を除去し盡すことが肝要である。

一 夫 一 婦 (野田博士著四・一〇)

一 男女の結婚は、自然の大法則である。夫婦家をなして社會の單位が成り立ち、子孫の繁榮、民族隆昌の途が開ける。種族保存の上から、孰れの民族にも、結婚は神聖の行事と見做れてゐた。併し夫婦關係は、今日の一夫一婦の制度に到達するまでに、種々發達の段階を經過した。原始人には定まつた夫

婦の制度がなかつた。原始的の社會で母子の關係から發達した、母系制度の時代では女子の勢力が強くて、一妻多夫の場合が多かつた。

社會の文化が進歩して、男子が漸く優越の地位を占め、男系制度が成立つて後は、事實上一夫多妻が行はれた。併し一夫多妻は、女子の人格を無視する所に、道德上許すべからざる缺陷を持つてゐる。男女相敬の精神に基づき、夫婦互に人格を辱しめず、而かも最も純潔にして正當な夫婦の制度は、一夫一婦の外にあり得ない。我が國の民法に認めた夫婦の制度は、正式に結婚した一夫一婦に限られてゐる。尙ほ民法上の結婚適齡は、男子は滿十七歳、女子は滿十五歳となつてゐる。これは固より最低限を示したもので、實際は男子は二十五歳前後から三十歳位、女子は二十歳前後から二十四五歳位が最も結婚に適當な年齢と見られてゐる。

二、夫婦の結合には、相互の愛情が第一である。愛情を缺いた夫婦は、結婚の第一義を缺いてゐる。尙ほ夫婦は孰れも人格の主體として、相互に尊敬の念が要る。夫婦の生活は、相愛と相敬と相待つて眞正の和合和樂を生ずる。此の和合は音樂の異聲の諧調のやうに、男女の特質が相融通補足して、全體に齊整和合を生ずる。夫婦の和合が出來て、一家の秩序が立ち、それがやがて一國の良風美俗の基礎を作る。

三 夫婦は人倫の始である。親子・兄弟・姉妹の關係を圓滿にし、美はしい一家團樂の和樂を生み出すものは、一夫一婦の制度より外にない。而かも此の制度を維持し、夫婦の相愛と人格の相敬とを完うする根本は男女共に一生涯を通じて、其の貞操を汚さぬことである。又夫婦をして終生苦樂を共にし喜憂を同じうせしめるのも、此の純潔な貞操の力である。夫婦相互の貞操が一たび破れれば、直ちに家族生活の破綻を招く。人格の上から見れば、貞操を破る事は自殺にも等しい行爲である。「愛は純潔ならざれば決して深きを得ず」とコントは言つた。

四 結婚は人生の一大事である。一身一家の禍福浮沈は配偶の選擇によつて分れることが少くない。良縁は幸運を生み、惡縁は惡運の基となる。「賢き夫人はその夫の冠なり」といひ「惡妻は六十年の不作」といふのは、主として男子の立場から見たのであるが、女子の立場から見ても、配偶選擇の大切な事に變りはない。年齢、血統、健康、容貌、學識、德望、手腕、身分、資産等のあらゆるよい條件を完備した良縁は、容易に得難い。私達は自己の問題に出會つた時には、一時の感情や、空想に支配されず、嚴肅に且つ慎重に熟慮することが大切である。殊に遺傳や、優生學の上から、血統や健康状態の考慮を忘れてはならぬ。次に親の地位財産よりも、本人の人格力量に重きを置くべきことは勿論である。我が國では此の外、尙ほ家庭の事情や、家風などを考慮に加へる必要がある。結婚に關する父母、親戚、親友の意

見には誠意を以て傾聴するがよい。配偶の選擇は慎重の上にも慎重にするがよい。「急ぎて結婚せば靜かに思ふに及びて悔あり」といふ西諺がある。

五 結婚の方法には古來幾多の變遷があり、今日も各國其の事情によつて風習が一樣でない。文化の低い社會に行はれた掠奪結婚、賣買結婚、贈與結婚は勿論、強制結婚、政略結婚、財産結婚などは孰れも當事者の人格を無視するから、道徳上不當である。正當な結婚は當事者の人格を尊重し、其の合意の上に成立すべきことは最早何人も異議を挿む餘地がない。併し此の合意即ち自由意志の合一は、孰れも熟慮選擇の上に成立すべきもので、一時の熱情に驅られて、輕々しく爲すべきものではない。現代には文藝の想像に浮かされて、相思相愛の小説的戀愛や、自由結婚を夢みて、新らしがる青年男女もあれば極端な自然主義、自由主義に基いた自由戀愛主義にかぶれて、一夫一婦の制度を尊重せず、我が國の良風美俗を傷けんとする一派の人もあるが、此等は孰れも實社會の道徳上穩健中正を得たものでない。殊に人倫に背いた放縱不徳の行爲は道徳も法律も之を嚴禁し、社會の輿論も一般に擯斥してゐる。我が國の民法では、男子三十歳女子二十五歳未滿で結婚する場合には、父母、戸主、親族又は後見人の同意を要することになつてゐる。此の年齢も矢張り最小限を示したもので、實際の慣習では、年齢に拘らず、父母又は近親の長上に相談することになつてゐる。これはは本來我が國の家を重んずる精神に基づいたも

ので、殊に年少の女子は動もすれば感情に走り易いから、父母先輩の圓熟した常識と冷靜な判斷とで其の缺陷を補ふ爲である。西洋の文明國でも父母や先輩は子女の結婚について相當の助言を與へる。絶對無制限の自由結婚はどの國にも認められてゐない。

夫婦及び婚姻 (湯原氏著四・一八)

古語に「夫婦は人倫の始」とあるやうに、互に他人である男女が、一旦縁があつて、夫婦になると、こゝに親子・兄弟姉妹などのやうな人倫關係がその基を開くばかりでなく、人の意味も夫婦であることによつて始めてよく理解される。人は男でもなく、また女でもない。男女を思想の上で同心一體のものとして考へて、そこで始めて人が何ものであるかがわかるのである。こんな道理を考へると、婚姻は人を完成するもので、實に人生の大事中の大事である。

夫婦關係の最も美しいところは、和の一字をもつてこれをいひ盡すことができよう。これまで儒教では「夫唱へ、婦和す」と訓へて來た。これはもとより實際であつて、その上、男女の天性から考へてもかうあるのが當然である。しかし、この一句を文字どほりに解すると、或は夫婦の間に主従の關係を認めるやうにも思はれる。だから、教育に關する勸語には、特に「夫婦相和シ」と仰せられてあつて、こ

ゝに深い聖慮のほどが含まれてゐる。

夫婦は互に親愛しあひ敬重しあつてこそ、始めてその間に眞の和が見られるものである。たゞ一方が命じて他方が従ふばかりでは、和はあつても、それは強ひて得られた和に過ぎぬこともある。こんな和は決して夫婦の關係を永く圓滿に保つものではない。今日の婦は夫の従者でなく、その道連でなければならぬ。この心かけを以て夫も婦に接し、婦もまた夫に對してこそ、始めて「夫婦相和シ」の聖旨にかなふことができるのである。

家庭生活の中心となるものは戸主夫婦である。夫婦が相和し相親しむところに、一家和樂の美風が起る。子女の教育が當を得ぬなども、多くは夫婦の意見が一致せず寛嚴そのよろしきを失ふからである。家庭の風波もまたその初は夫婦の間から起ることが多い。夫婦は家門の兩柱だから、兩柱の一つが傾くと、家もまたどちらかへ傾く。それなればこそ、古語にも「男は位を外に正し、女は位を内に正す。」とあつて、夫は外に出て働いて、専ら一家を扶養し、婦は内にあつて家事を治めて夫をして後顧の憂がないやうにさせるのが、昔も今も變りのない夫婦の道である。夫婦各そのなすべきことをなして、互にその功績を認めあふと、こゝに夫婦の關係は互の親愛に互の敬重が加つたものになる。もし更に一步を進めて、婦は夫に於て子女の父を見、夫は婦に於て子女の母を見るやうになつたら、夫婦の關係はこれま

でにくらべて更に一層高尚な意味をもつやうになる。

そこで、私達が將來に於て最も慎重に解決せねばならぬ問題は婚姻についてである。婚姻がそのよろしきを得ると否とは、實に一身一家の禍福、浮沈の分れるところだから、この問題については、私達は最も眞剣に考慮せねばならぬ。一時の空想や感情によつて一生の大事を決してはならぬことは、もとよりいふまでもない。また財産、門地などばかりを見て配偶者を選ぶのは、全く婚姻の本旨を無視するものである。婚姻の本旨はつまり両性の精神的融合を主とするのだから、第一に問はねばならぬことは、相手の人格如何である。趣味の一致も大切だけれども、あまりにこれを重んじすぎて、例へば、畫家はその妻に於てよい助手を見、聲樂家はその夫に於て伴奏者を求めんが爲に婚姻するといふやうでは、一方が他方に多少の精神的犠牲を拂はせるものであるから、これも婚姻の本旨と相反する。こんなわけで元來趣味は一致さすべきものでなくむしろこれを寛容すべきものであるから、これに關しては相當の理解をもつて互に尊敬する位で満足するがよい。この外相手の家の事情や當人の健康などをとくと調べることはいふまでもなく必要である。

ところが、元來人格を知ることがはまことに容易なことではない。前もつて父母の許を得て相手と交際して見ることも一つの方法ではあるが、それにしても、若い男女はとかく一時の好き嫌ひで輕卒な判斷

をしまふから、やはり老成な、そして心から自分のためを思つてくれる父母や兄弟などの意見を聴いて、なるだけそれに従ふやうにするがよい。そして、いよく婚姻したら法律上の手續も早速すまされねばならぬ。これがすまないと法律はまだ婚姻の成立を認めぬから、萬一の場合にその救済を求められず、子が生れても嫡子として届出ることが出来ぬ。

第四章 母 性

母 性 (友枝教授四二〇)

一、人類の發育は他の動物に比べて遅いやうであるが、その時期の長いほど高等の機關を發達せしめるのである。この發育期の長いのはやがて保護注意を要することが多い譯で兩親的本能は人類に自然に發してくるのである。

胎内に宿つて居る時分から子供のことを心配し生れてからも乳を與へることから始めあらゆる注意と保護とを加へて體を休める暇もない。この美しい純な愛の現れは子供を持たない前には思ひも及ばぬ

ことである。

二、人類の最も野蠻の時代でも女子は妻又は娘としてよりも、母として多く尊敬せられたやうである。スパルタでは、すべての女子を立派な母にするやうに特別の訓練をしたのであつた。ローマに於ても母といふ言葉は高い尊敬の對象であつた。

母の愛は人間生活に於て最も純な美しいものとせられて、詩人を感激せしめる題材である。

一般に母性として女子の犠牲は常に新しい生命を以て人類を存続せしめて居るのである。

母性は女子の最も尊い資格であつて女子の最大の道德的社會的意義はその母性としての任務にあるといはねばならぬ。

三、母性としての任務を果すためには、遺傳の道理を辨へ、優良な子孫を得るやうに、衛生に對する注意も必要である。

子供が胎内にある時の心得や生れてから後の保育、看護に關する智識なども十分にもたねばならぬ。

四、教育は子供の持つてゐる色々の素質をひきだすことであつて人が生活するのも、高い文化を作り出すのも皆教育の力にまたなければならぬ。

子供の幼少の時から家庭教育を始めとし學校教育の時期を通じて體は固より學事萬端に十分の注意を加へ周圍の影響風化などにも氣をつけ、品性の修養、學問の修得に至るまで周到な監督をなし、し

かも常に子供を自發的に働かしめるやうに導くことが肝要である。

五、哲學者カントは鞍作りの子であつたが、その母の敬虔な信仰は最もその子に影響して世界に稀な嚴肅な道德學者とならしめるに至つた。

母性愛 (湯原氏著四・一七)

一、家庭に於ての母の位置は必ずしも父のそれに劣るところはなかつた。否家族の敬愛の中心は父よりもむしろ母にあつたともいふことが出来る。ゲーテの言に「一人の兒を抱きあげてゐる母ほどいぢらしく見えるものはよく、又大勢の子供にとりまかれてゐる母ほど尊く見えるものはない」とある。

二、スタンレー、ホールといふアメリカの心理學者は「私はキリスト教徒の MARIA 崇拜を羨しく思ふ。私達は唯一人でもかつて博士たちを拜跪させた聖母は當時の天文學を心得てゐただらうか、または自分で読み書きができただらうかを問はうとしたことはない。聖母を見ると、人の母となるのには、藝術家演説家教授技師などになるよりも、より多く人格が完全で、また神聖でなければならぬことがよく分る」といつてゐる。

三、ラファエルといふイタリーの大畫家の手になつた聖母の像は、よく崇高純潔な母性愛をまがき出し

これを見るものをして覺えず頭を下げさせる程の名畫だといはれてゐるが、さてこの像はどうして出來たかといふに、ラファエル自身のいふところによると、彼は久しい間多くの母を観察しとりわけ、そのよいところだけを集め、それに彼自身の獨特の技巧を加へて遂にこの名畫をかきあげたといふ。それなればこそ世の實際にはこの像のやうな完全な母はないにしても、よく見ると、どの母、否、どの女子にでも、多少は聖母の面影が存してゐるのである。そしてこれはとりわけ女子に恵まれた天與の賜である。

よく容し、よく忍び、よく調和しまたよく鎮める母性愛の力がないと、たとひ學問や事業の上では男子に劣らぬ成績をあげても、女子としての獨立を失つたといはねばならぬ。

四、昔支那の班昭といふ女の學者は「女誡」といふ本を著し、その中に「女に四行わり一を婦徳といひ二を婦言といひ三を婦容といひ四を婦功といふ」といつて婦徳を第一においた。そして婦徳については「婦徳とは必ずしも才明絶異ならず、幽閑、貞靜、守節、整齊、己を行つて恥あり、動靜法あり、これを「婦徳」といふと説いてゐる。

ベスタロツチは「女子の教育はこれをして内心の靜けさを得しむるにあり」といつた。

五、一般の女子がその特有の天性をます／＼深く涵養しまづその本領を全うして、社會のためにも國家

のためにもまた人類のためにも大に貢献することである。

母性尊重 (大島氏著四二〇)

一、人間の愛情の内でも親子の愛は格別であるがその内でも母親の子女に対する愛ほど純にして且つ切なるものはない。

母の生命は殆んど子女を思ふにある。その一生は殆ど子女のために費される。

二、婦人は母として子女のために限りなき心づくしを拂ふその犠牲的な生涯に貴き生命がある。

直接に子女の身の上から考へても間接に國家社會から考へても母に感謝し母性を尊重すべき明白な理由がこゝに存するのである。

三、純なる愛、つきぬ愛、報いられることを求めぬ愛、たゞ與へ、たゞはぐくみ育てるに餘念なき愛、あまねく大地を包んでねんごろに温むる太陽の如き愛、一坪の小庭にも光りを投げかける朝日のやうな愛、落ちつゝもなほ木の間からちら／＼とさす夕日のやうな愛それは母性愛である。それは人間を生かす力である。

四、母性を尊重して母性愛を讃へる精神を社會的に強く叫び起すことは社會生活をどの位温く美しくさせるか知れぬことであらう。

五、母性尊重の深い意義にめざめると共に、自分達もやがては母となる身として自ら尊ぶべき使命の託されてゐることを覺らなくてはならぬ。

六、昔から哲人賢者といはれ一かどの人物と仰がれる人々が賢母の養育の力にまつたためしは非常に多

母の務 (清原博士著五九)

一、母の務は健全な子女を國家社會に送り出すことである。

二、妊娠中に於ける心の持ち方如何は生れる子女の精神に影響するといふ説があつて胎教といふことが唱へられてゐる。

三、子女の保健に注意せよ。

四、子女の薫育にも注意せよ。

五、自ら行を正しくして無言の教を垂れよ。

六、寛嚴その宜しきを得よ。

- 七、自ら子女の教育に當れ。
- 八、學校と協力せよ。
- 九、我が國體を自覺させよ。

母としての女子 (下田博士著四・二三)

- 一、女子が初めて己の嬰兒を抱く時は、その生涯にとつて至大の意義を有する時である。母の手が愛兒の爲に美しい衣を縫つてゐる間に母の精神は愛兒の人格の基礎を築いてゐるのである。
- 二、母の精神の感化は長へに取換へられることがない。
- 三、子の幸福のため第一に望ましいものは美しい家庭であつて美しい家屋ではない。
- 四、信實で純潔な男子と信實で純潔な女子とが結婚して雙々相愛し相敬する時、眞の家庭は作り上げられる。この完全な父と母とを有する子にして初めてその圓滿な發達を遂げ得られるのであるから、子からいへばかうした家庭に生れることをその正當な權利として主張すべきであるともいへよう。
- 五、父母殊に母の愛情に浴し得なかつたが爲に、その發達を妨げられその性質は曲げられた幾多の少年少女を見たことがある。

- 六、眞に子を尊いものにする爲から云つても、多く子と俱にゐる母が格段の努力を子の教養に注がなければならぬ。
- 七、現代の母には慈愛と勇氣と聰明と周到を要する。
- 八、現代の母は優生學の原理、遺傳の法則、胎教、育兒法、兒童衛生、兒童、青年の心理學、家庭教育法などあらゆる方法に通じなければならぬ。
- 九、家庭教育の實際は眞に千變萬化で如何に修養を積んだ者でも到底すべての場合に所して過のないことは期し難い。
- 一〇、無邊の愛に兼ねるに多方面の知識經驗と周到な知慮とを以てするのが眞の賢母である。

母性 (小西博士大石氏共著四・一〇)

- 一、「蚤のあとかぞへながらに添乳かな」
「早少女や子の泣く方へ植ゑて行く」
容貌や風采についていろ／＼に苦心した婦人が母となつて以來少しもなりふり等に氣をとめないやう

になつてひたすら子が健康で育つことにのみ心を痛める。

二、かよわい幼児は底知れぬ母の愛情に護られるからこそ幸に健康で成長することが出来るのです。子を懐く母は無限の喜悅と希望とを覚えます。そして女子の最も高尚な慈愛の美性を現します。しかし母たるものは決して盲目的な愛に溺れて徒らにその子を玩弄物のやうに思つて育てゝはなりません。子は實に父母の生命の延長であります。

三、伊藤博文の母はその教養につとめてあれ程の偉人をつくつた。

ワシントンの母もその子が大統領になつた後も相變らず元の田舎に住み農家の一婦人として仕事をしておりました。この平凡な謙虚な天真な生活の中からこそワシントンのやうな功名富貴を超越した偉大な人が生れたのです。

四、税所敦子は繼母となつたが誠心誠意一身を犠牲にして繼母としての道をも全うしました。

母の教訓 (田中博士著二二七)

一、エレン・ケイ女史は曰く、

「幾百年にわたつて、私達はなほ太陽の熱に依頼し得るが如く人道は母の暖みによりて存続する」と。

狩野芳崖畫伯はその畢生の傑作、慈母觀音を描くに當つて「人生の慈悲は母の子を愛するに若くはなし、觀音は理想的の母なり」といふて、世の母の大慈悲の精神を觀音像によりて現はさうとした。

二、偉人の母、即ちクリストを生んだマリヤ、釋迦を生み育てた麻耶夫人に對して全世界の人類はひとしく感謝せねばならぬ。

三、孟母の教訓、松下禪尼がその子北條時頼に示した不言の教訓、楠正行の母、太宰春臺の母、本居宣長の母などの教訓は人をして感激せしめるもので、ドイツの詩人ハイネの母も幼時の彼を激勵した。ジョージ・ワシントンが大統領になつて初めて故郷に歸つた時母のメリーは白金巾の前垂に、麴包粉だらけの手を拭きながら、我が子を迎へて、

「ジョージよ、達者で歸つたか、御身が歸つても差支へぬだけ麥も積んである、バタも作つてある、安心して休養せよ」といつた。名利を度外において暗に實踐躬行の模範を示された賢母の教訓は敬服すべきである。

新時代の妻と母 (藤井博士四・二〇)

一、「妻となるなら理想的の妻となれ、妻を娶るなら理想的な妻を娶れ」とは純潔な人の心の奥に潜む

神聖な聲であります。

二、理想の妻の五要素。

愛情——眞實の愛情を捧げ寸毫の私心もなく一片の虚偽もなく献身犠牲を厭はず夫と喜憂憂患を分かち

夫と一心同體となつて働くこと。

尊敬——愛に狎れて尊敬を忘れるのは愛情を永續させる所以ではありません。

理解——夫の立場を理解してゐることは必要である。理解は信頼を生じます。

妻は單に夫の仕事を理解するばかりでなく、場合によつてはその仕事を助けて共に研究もし、畫策もし、また助言もし補助もするやうに心がけなくてはならぬ。

堪忍——社會に起伏する大小の波瀾は直接に間接に家庭生活にその餘波を及ぼします。いつも順境にあるとばかりは限りません。随つて日常堪忍を必要とする場合が随分多くあります。堪忍は愛の一要素であります。

寛容——家庭生活に於ては時としては過失があり誤解があり、豫想外れのあることを免れません。若しその場合に一々立腹したなら家庭の平和は決して保たれません。

三、妻として必要であつた五要素はまた母としても子に對して具へてゐなくてはなりません。かよわい幼児は母の底も知れない愛情に護られてこそ成長することが出来るのであります。

子供は自分よりも一層進歩すべき將來を有してゐることを悟つて、これを尊敬しなくてはなりません。

四、新時代の理想の母は、常に自分及び子供が現在よりも一段進歩する人になるやうに心掛けなくてはなりません。

よく現代を知り、更に將來の時勢を達觀しこれに應じて活動することの出来る有用な材となるやうによく子供を教養しなくてはなりません。

實社會の推移を知るのは勿論、思想信仰感情欲望などの變遷にも注意して自ら不斷の進歩を心掛けると共に子供に對しては最も尊敬すべく最も信頼すべき指導者となり且最も親愛すべき伴侶となることが肝腎であります。

母性愛 (田中博士著四・一七)

人は誰でも母といへばいひ知れぬ懐しさを感じるものである。まだ幼かつた頃の母の姿は、今も尙ほ私達の眼にまどろと現れ、その優しい言葉が私達の耳に残つて居る。そして今日まで永い間私達を育

んでくれたことを思へば、其の苦勞の程も偲ばれ、一入懐しさを増すのである。やがて母の膝下を離れるやうになつても、夢寢の間にも忘れぬものは我が母である。不幸にして早く母と生別し、子供の成長と共に母を慕ふ情が募り、風の便を唯一つの頼みとして見も知らぬ異郷の地をさまよつて、ただ見ぬ母を捜して歩くあはれな少年や少女の記事を新聞で見ると、いとしき子の母を思ふ情の切なるを思へば、そゞろ涙を禁じ得ない。

かやうに懐しい私達の母は、夫に對する妻でもなく、また一婦人でもなく、その貧富貴賤の如何によらず、どこまでも私達の母である。

かやうに、私達は母を母として敬愛して居るのであるが、女子は娘としても妻として多少の缺點や性癖をもつた一女性に過ぎなくとも、一度人の母となれば最早單なる一女性ではない。

幼児に對しては、無限の愛と力をもつた母性となるのである。實に女子は母となつて始めて最高の尊嚴性をもつ。ゲーテが、有名の戯曲「ファウスト」に於て主人公ファウストの口を藉りて、「永遠の女性我等を導く。」といつたのはこの母性愛の意味である。かやうに考へると、母となることは女子にとつては最上の幸福ではあるまいか。

母はその幼児に對しては、愛情に於ても力に於ても絶對であるから、母の感化力は實に偉大である。

古來英傑と稱へられた人を見るに、その母の偉大の感化を受けて居ることが少くない。げに偉人を産むものは母である。またこれと反對に、母の悪い感化のために一生を誤るやうな結果となることもある。犯罪の統計によると、家庭が悪いために犯罪を犯すやうになつた例が少くないのである。私達に就いて考へてみても、その嗜好や生活の仕方など、知らぬ間に母から多くの感化を受けて居ることに氣附くのである。これを考へるにつけても、やがては私達の子孫にも同様の影響があることに心を向けねばならぬ。

私達は母性としての貴い地位を自覺すると共に、その責任の重いことを感ずるのである。私達の心得べきことは多いが、先づ子供養育の場所、家庭に就いてである。私達に望ましいのはよい家庭である。よい家庭は明るく強く正しい家庭であつて、富める家庭を意味しない。カーネギーが「成功の秘訣は身貧家より起るにある。銀製の匙を口にするやうな身分であつてはならぬ」といつて居るやうに、十分の嗜なくして富めば身を滅す基であつて、私達が幸福に生きるためには餘分の富を必要としない。ただ私達は心の富める人となつて、明るく正しい家庭を作ることが肝要である。

家庭にあつて、母がその子供に對する重大の任務の一つは、子供の教育である。子供は一個人の子であるけれども、その存在は家庭に於ても亦國家に於ても重大の意義をもつものであつて、いはば家の子

であり、國家の子である。それ故教育は、子供の當然の権利として主張することが出来る。教育とは、子供の成長發達を助長することであるから、子供に知らぬ事を、教へるといふだけの働ではない。元來子供がもつて生れた素質を子供自身でのばすやうに助ける働である。それ故自律的に活動するやうに子供を育てることが教育の眼目である。随つて家庭教育に於ても亦學校教育に於ても、この趣旨によつて教育し、將來自律の人として立派な人となるやうに萬般の注意を怠つてはならぬ。

かやうに重い母性の務を立派に果すためには、母性としての修養が必要である。母性としての第一の要件は慈愛である。慈愛は子供をその母に結び着ける紐帯であり、子供の教育はこれを出發點とし、また最後の歸着點とする。次に明るく強く正しい家庭を作り、子供に偉大の感化を與へるためには、聰明であつて明るい性質でなければならず、またどんな苦みに對してもこれを耐へ忍ぶだけの強い性格をもち、また正しきを行つて絶対に不正を斥けるだけの正義の念を養つて置かねばならぬ。更に子供保育の實際に當つては、胎教・育児・衛生・病理等に就いて十分の知識を得て置くことが肝要である。

私達は、今母性愛の貴い所以や、母の務の重いことを知つた。幸にして女子に生れた私達は、ゲートの所謂永遠の女性となつて貴い務を完全に果すために十分の準備をして置かねばならぬ。

女子と文化 (野田博士著五七)

一、男子のみによつて創造された文化は女子の要素を缺く上に偏頗である。文化の創造には女子特有の使命がある。

二、女子は主婦となつて家庭文化を創造する重要な使命を帯びてゐる。即ち衣食住其の他の物質生活を管理し衛生保健の法則に適はしめ、且つ家事經濟を整理して節約貯蓄の途を立てる上には細心緻密忠實忍耐等の女子の長所美點が最もよくその任務を盡すに適してゐる。

三、社會文化に於いても音楽演劇文藝繪畫等の藝術に於ては女子は著しく其の特色を發揮する。殊に矯風慈善救濟等の社會事業や社交乃至宗教生活に於ては女子の特性は男子の及び難い有力な働きをしてゐる。

四、母性愛はあらゆる女子の長所美點を包含する精髓とも言ふべく神の無限絶對の愛にも近いのである。女子はこの尊い母性愛がある爲に民族の生命を無窮に傳へ人類の子孫を永遠に續かせる。

慈母が其の子の養育に發露する無限の母性愛を移して四海の同胞が相互に愛し相互に扶助したならば世界の人類は恰も一家團樂の如き平和な生活を作り出すであらう。これが人類愛の理想である。

第五章 主婦

主婦の道 (友枝教授著四・一九)

- 一、夫婦はそれ／＼別の人格者であるが、合しては一つの人格のやうに働く。
- 二、家事を治め祖先に事へ子孫を養育する大任を果すべき根本の徳がある。それは貞操である。貞操は體が淨いばかりでなく、更に純な心を以て互に愛し敬することを意味する。
- 三、一家の和合には寛容と同情とが必要である。
- 四、妻と夫とが一心同體のものである以上、利害を一にし、苦樂を共にすべきで夫の業務は妻の業務と心得、直接に助けられない場合でも、心からの同情を以て内助の務をつくさねばならぬ。
- 五、舅姑から自分の氣持や境遇を理解して貰はなければならぬが、嫁は違つた家風、環境の内に入つたことを承知してそれに適應するやうに務めなければならぬ。そして自分の生みの父母に事へると同じ氣持で、愛敬の徳を忘れず誠心誠意を以て事へたならば、自然に意志も疏通し感情も融和し一家和樂の道が開ける。

六、凡て愛と敬とを人に接する根本の徳とすること。

主婦の道 (大島氏著四・一九)

- 一、夫婦共稼であらうと否とに拘らず家庭の主役を働くものは常に妻である。楽しみにも、苦しみにも愛を深めて、けなげに協力して人生を渡つて行かねばならぬ。
- 二、舅姑や義理の兄弟姉妹や子女養育の道についても心得がなくてはならぬ。
- 三、嫁入りの前に行く先の家風や家族の人々について調査しておく必要はあるのであるが、一旦決心してその家の人となつた以上夫と一心同體になつて他の人々に事へねばならぬ。自分の心にへだてを置いて人に對すれば人からもへだてをおかれるのは必然の心理である。
- 四、子女は自分達の子女には相違ないが同時に祖先の子女であり民族社會の一員であるから、やがて新時代を正しく力強く作つて行けるやうな子女を養成して行かねばならぬ。故に婦人は家庭にゐながら社會改良の任務をもつてゐる譯である。
- 五、家庭生活を科學的文化的に能率をあげるやうにせなければならぬ。
- 六、傭人の人格を無視しないやうに取扱ひに注意を拂はねばならぬ。

妻の務 (清原博士著五七)

- 一、結婚して人の妻となつて始めて一人前になつたといへる。
- 二、外で奮闘する夫のよい伴侶であり慰安者であり他方に於ては、家を齊へて夫をして後顧の憂なからしめる者である。
- 三、生存競争が益激しくなるだけ男子の奮闘は益大きくなる。外で奮闘で疲れた夫が家に歸つて優しい妻に慰められることは夫にとつて千金にも換へ難い喜びで再び起つて奮闘する氣力も快復される。この優しい心盡しは直接は家庭のため間接には社會國家のため偉大な働をなすものである。
- 四、一家を完全に主宰し、夫をして安んじてその事業に専心努力させるのが主婦の責任である。妻は夫の慰安者であり一家の整理者であるから充分の覺悟と修養とに意を用ひねばならぬ。
- 五、思はぬ不幸のために逆境に陥つた場合には夫と辛勞を共にするのが當然である。
- 六、不幸にして夫を喪つた場合には亡夫の名を辱めないことは古來我が國の女子の最も秀でた所である。再婚問題については昔の様に絶対に此を禁することは必ずしも正しいとはいへないが、その時の事情によつて最も慎重に考慮すべきである。

妻母の任務 (野田博士著四・一一)

- 一、家事整理の任務には高等の教育を要する。
今日の進歩した社會で正しく家事の任務を考へ、科學的知識を基礎として生活の改善を圖り眞に家庭の保健衛生を完うするだけでも女子の教育の向上を要する。又實地に當り研究工夫を積む必要もあり家事經濟上節約貯蓄の實績をあげねばならぬ。そして一家和樂の中心点は主婦でなければならぬ。
- 二、家事の整理は夫をして内顧の憂の爲に外に働く勢力を殺がしめぬようにする間接の内助と一方、夫の事業を理解し進んで之を助力する事が必要である。
- 三、相愛相敬の精神ある夫婦の間には美はしい和合和樂があると同時に相互の間に極めて價値ある感化が行はれる。
夫婦は相互に長所美點を啓發して偏つた性質を矯正して夫は男子として、妻は女子としての人格が圓滿に充實されねばならぬ。これが夫婦相互の感化であり又教育である。
熱誠をこめた妻の一言で夫の人格性行を一變した實例は古今東西に多い。
- 四、母は初子を懐くときに無限の喜悅と希望を覺え子を育てるにつけて天賦の母性愛を發露する。

育児は母の天職である。

五、子供は家庭生活に現はれる生活の各方面を體得して生活能力を鍊磨し、且つ國民道德の基礎をも涵養する。「搖籃を動かす手は世界を動かす手なり」

理想の妻 (下田博士著四・一四)

夫婦が相愛するのは當然のことであり、又重要なことであるが、更にこれに敬を加へなければ、夫婦の和を永續させることが出来ぬ。又同棲年を重ねて、遭逢百端の間に於ては、自然に感情が衝突したり意見が齟齬したりすることがある。しかも、常に洋々たる雅量で以て、夫の過失缺陷をも恕すところがなければならぬ。かやうにして、理想の妻は愛、敬、恕の三つを重んずるやうになるのである。

理想の妻は、その赤心から溢れ出る温情に由つて、夫の伴侶となり、家庭以外に於ける危険と誘惑とから夫を安全にし、同時に、家庭の内に、少しの不安、疑惑、不和、憂慮をもあらせない。これが爲に理想の妻は、多くの美點と強力な感化力とを具へてゐる。

彼女は何よりも先づ強壯且快活である。必ずしも美貌ではない、が愛嬌に富んでゐる。身體、衣服は清潔であり、風采は楚楚として、しかも活氣に満ちてゐる。その音聲は耳ざはり良く、高低緩急宜し

きに適つた話し振は人を引きつける。子供達は固より、家人、傭人に對しても、彼女は叱咤とか怒號とかいふ言葉をも知らない風である。争は彼女の最も憎む所のもので、他人の過失は決して洗ひ立てないその上、優雅な禮儀作法は彼女に氣品を與へる。是に由つて彼女は夫の前にも不躑な態度を見せない。舅姑との折合をつけるのが上手で、親類や世間との交際にも相當な情誼を忘れない。

彼女は貧富順逆のあらゆる境遇に一身を順應させることが出来る。如何なる悲運にも沮喪することがなく、絶望することがなく、或は夫と子との愛に生き、或は趣味に生き、或は信仰に生きて、終始心の平靜を失ふことがない。彼女の前には、不幸は間もなく幸福に轉ずる。微笑は彼女の面を去らず、嘗て一回も澁面を見られた事がない。彼女は喜ばせ易くて怒らせ難い。よく滑稽、諧謔を理解する處などは如何にも常識の發達してゐることを思はせる。

彼女は決して利己的でない。如何なる種類の快樂でも、夫や子と分けることの出来ないものは、決して追求しない。化粧さへも夫のためにするとの心持を失はない。夫への奉仕獻身とあれば、何物も惜しむ所でない。とは云へ、彼女は人格の人である。その自覺のある點、理想を有する點、責任を重んずる點、學識常識を兼ね具へた點、どちらから云つても人格者であることを認めずにはゐられない。従つてその人格を蔑視するやうなことは、何人にも、その夫にさへも許さない。貞操については、固より過去

に於て些の汚點もなく、婚後に於ても一度の誤解を受けたこともない。

經濟の觀念が明確で、家政の執り方が甚だ合理的である。決して無駄な買物をせず、内證の負債など拵へた事がない。少しも勞働を厭はず、子供の着物は勿論、大人のものでも、不斷着はなるべく自分の手で縫ふやうにする。流行の衣裳が買へないからとて不平は云はないが、皆の喜ぶ物は適度に買つてやりたいと思つて、勤儉に油斷がない。料理も勿論巧者で、喜んで食べる家族の喜を己が喜とする。時間を惜しみ、物を粗末にせず、利用に巧みで、廢物を出すことが少く、働く時は顔をも手足をも黒くして働く。如何にも世帯一方に没頭してゐるやうではあるが、それでも子供の讀み物に注意し、又科學の趣味があつて傍から觀てゐると、うるさうな子供の質問にも、調べるものは調べて、痒い所へ手の届くやうに説明を與へ、決して逃げたり、ごまかしたりしない。和洋の音楽を聴く耳もあれば、和洋の繪畫を見る眼もあり、暇にはそれらをやつて見ようとの心掛もある。彼女の夫は、夕食の卓上に、新聞の主要な記事について、彼女と語り合ふのを日々の樂みとする。彼女は新聞、雜誌の選擇を誤らないだけでなく、修養の爲に讀書をも怠らないのである。

子供以外の家族の人々に對しても、彼女はやはり母である。それ故、夫の日常に關しても、常に母のやうな注意を拂ふ。夫の職業に對する理解も十分にあり、殆どその助手として働き得るだけの才幹をも

具へてゐる。夫が何事にか激昂し、若しくは落膽した場合には、愛と智と勇とを以て百方これを慰藉し中正の道に、又は希望の前に、再び夫を伴うて出る。理想の妻の美點と光輝とは凡て此の如きものである。

境遇の變化 (下田博士著四・一七)

一、結婚後の境遇變化について配慮を要する場合は常識に訴へて正當な判斷を下し至誠と忍耐とを以て當ること。

二、舅姑に仕へるには父母に對すると同じ精神を以てせよ。夫婦は同心である。我が愛する夫を生み、我が愛する前から夫を愛してゐた人々であることを思へば、舅姑を敬愛する心は自ら起らなければならぬ。

嫁と舅姑との間に屢調和をかぐことがある。それは年齢思想教育經驗等が異なる外に、年をとつた者は前途の望少く過去に執着し、過去を以て一切の定規としようとして若い者が未來を重んずるのとは反對である。又新しい夫婦關係により孝が家庭に衰へることもある。嫁としては常識を働かせて舅姑に事へ世間一般の嫁姑の關係を考へて、その利弊を自得し、特に老人の好惡する所を察し、從順、敬

愛、愛嬌等によつて、その安心満足を買ふことを力め、一面、熟慮分別等の我に乏しく彼に富んでゐるのを思ひ、常に人を責める心を以て己を責めれば舅姑の心も大抵は和らげられるものである。

三、夫の兄弟に對しては和氣のある中にも男女の禮を正しくし、姉妹は同性であるがため、嫁の一言一行に目をつけ易い。然し舅姑と親しみ得るだけの心得さへあればさほどの難問題を惹き起すやうなこともない。時として一旦嫁した姉妹が家にゐるやうな場合には心を盡して之れを慰め、善後策の相談にも與るがよからう。

四、夫に先妻の子があるとき實の子に厚くしてやりたいのは人情であらうが、既に繼子のあるのを承知で嫁した上は彼我の子を平等に視なければならぬ。若しそれを所謂人情の赴くまゝに任せたならば、遂には容易ならぬことになる。

五、離婚は人生の大なる不幸である。しかし離婚しない爲の不幸が更に大なる場合には、これも止むを得ない事として法律でもこれを認めてゐる。それ故、婚前の態度を慎重にし、又婚後愛情の疎隔を戒め、家事經濟の順調を圖り、夫婦共同の仕事や趣味を見失はないやうにし、舅姑との折合をよくすることを力めるならば不祥な問題も避け得られるだらう。

六、一朝不慮にして夫を亡ふ場合、寡婦として生涯を夫の家に託すべきか若しくは夫家を去つて再婚す

べきか、嫁して子がなく、年齢も若い時は恐らく再婚さういふことになるであらう。子のある時は夫の遺志を繼いでその子の生先を見届けるのは寡婦の責任で、寡婦として後事を所理する場合は氣を張り心を勵まして、萬遺漏のないやうにすること。
再婚は前の婚姻の解けた場合や一旦成立した婚姻が要件不備のために取消となつた場合などにもあり得るのであつて、婚姻が解けてから六ヶ月経たなければ出來ない。

女子の實務 (藤井博士著三・五)

一、女子は上手な事務家であることを心掛けよ。

二、仕事に追はれるな。

三、實務に興味をもつことが大切である。

家 庭 (藤井博士著三・一五)

一、家庭は城廓で此の中に入ると誰でも誠實と愛情に充ちた善良な市民となります。

二、家庭の要素は利害を超越して愛し合ふ愛と、平和と、慰安とである。

三、私たちは何處へ行つても、その心は常に家庭に歸つてきます。

家庭の團樂 (藤井博士著三・一六)

- 一、家庭は愛情の中心であり、和樂の源泉であり、力の城廓である。
- 二、家族の一人が怒つたために、他の一人もまた怒つて、遂には家族一同の心が荒むやうになると私たちは何によつて浮世の憂苦を忘れることが出来るよう。
- 三、家庭は相愛するものが集つて組織してゐるのでありますから私達はその愛する人々のために、どんなことにも忍耐することが必要であります。
- 四、經濟上にも道德上にも家庭から虚偽を撤去しなくては家庭の團樂は決して圓滿になりません。
- 五、家庭生活では出来るだけ趣味を清くし且豊富にする必要があります。
- 六、日常の衣食住が家庭の和樂に大關係を有することを忘れず生活を工夫しなければなりません。
- 七、愛情は實に家庭團樂の楔子であります、それには女子の力が大である。

舅姑と夫の兄弟姉妹 (清原博士著五・八)

一、結婚は夫の家の一體組織の中に入るのである。

- 二、不自然の愛から自然の愛へ進め。
- 三、舅姑と同居せよ。
- 四、舅姑を敬愛せよ。
- 五、舅姑には真心を以て事へよ。
- 六、老の僻みを起させるな。
- 七、夫の兄弟姉妹を敬愛せよ。
- 八、夫をして道を誤らせるな。
- 九、舅姑など、別居の場合も妻の心得には差異がない。
- 一〇、和氣霽々たる家庭を作れ。

内 助 (田中博士著四・一九)

一、夫婦相互の理解、協同が家庭生活の基調をなすものであるから、妻は夫の性質、趣味、職業等を理解し常に夫と呼吸を合はすやうに努めて、よりよき伴侶とならねばならず、家政に就いては夫の後顧の憂のないやうに家事萬般を所理せねばならぬ。

二、舅姑については老人の心理に同情をもつやうになれば姑の言行に對しても無理と思はず、敬意を表するやうになる。

三、夫の兄弟姉妹も自分のそれと同じやうに考へて敬愛の誠を盡さねばならぬ。

四、夫婦結合の基礎は互に愛し合ふことにあり。また愛を永續すためには互に敬し合はねばならぬ。愛と敬とはやがて同情となる、同情とは自分の心を相手の心に移し入れて相手の心となつて物事を考へることであつていはゞ精練された愛である。

五、學者教育家藝術家宗教家等のやうに物質よりも精神生活に生きようとする人の妻は、特に夫の立場をよく理解し眞の同情心をもつて進んで自分も夫と樂みを共にするやうに修養せねばならぬ。妻が夫の収入の少いのをかこつたり、他人を羨んだりすることは夫に失望を與へ延いては自らの不幸を招くことにもなる。

若き妻よ耐へ忍べ。世の成功者と稱へられる人には常に内助の妻が隠れてゐる。

六、家政は女子の素質に適當し女子の天職である。どんなに努めても飽くことなくまた無限に楽しみ湧き出る仕事を主婦の務の中に見出さねばならぬ。

七、なるべく廣い趣味を養ふやうにし、修養のための讀書もし夫との思想の一致を圖るやうに心掛ける

ことが大切である。

境 遇 (田中博士著四二〇)

一、結婚は慎重に行はなければならぬが、同時にまた結婚による境遇の變化に出會つては十分の思慮を廻らしてこれに向ひその境遇に耐へ忍ぶことが肝要である。

二、逆境に立つた場合即ち健康を害するとか其他の原因によつて物質的にも精神的にも大なる打撃を蒙る場合に若し妻が強い意志と聰明の思慮とを缺いでゐたならばどんな結果になるであらう。逆境は結婚生活の試金石である。

三、結婚生活に於て最も忌むべきは離婚である。離婚の原因は種々あるけれども結婚調査の不十分、夫婦愛の疎隔、妻の過失、舅姑等との折合悪しき事等が主なものであつて、正當の結婚方法によらぬ場合に離婚の多いことはいふまでもない。

四、妻としての最大不幸は夫を失ふことである。夫と死別して寡婦となつてもその家に止まつて家の發展幸福のために努むべきことはいふまでもない。殊に子供のある時は亡き夫に代つて子供の養育の責に任ぜねばならぬ。然し寡婦を推し通すことは容易の業ではなく、このためには強い決心がなければ

ならぬ。

五、子供もなく、年若い人の場合もなほ寡婦として立つべきであらうか、また再婚すべきであらうか、思ふにかやうな場合に周囲の事情がこれをゆるす時は、適當の機會を見て再婚をなすのが自然であらう。「貞女は兩夫に見えず」といふ古來の訓は寡婦の心掛としてはさることながら、あまりに人生の自然を害ふことがあつてはならぬ。尙ほ再婚は婚婦ばかりでなく離婚の時にも起るのである。再婚の場合にも心掛一つでどんなにでも幸福になるが、夫婦が互に懸隔なく振舞はぬと圓滿を缺き易い。殊に後妻となり先妻の子が居る場合には一層の注意を要するのである。世間には初婚の時に慎重に考慮した人も再婚の時には無雜作に結婚し勝ちであるのは大變の考違ひである。

六、結婚の生活は何時も平穩無事とは限らない。幸にして夫婦協同して生活するときは、よし逆境に沈まるとも互に苦しみ分つて楽しい將來を夢みることも出来よう。若し不幸にして夫を失ひ寡婦として立つに至れば或は宗教に入つて強き信仰を得るか、或は又強き信念をもつてあらゆる誘惑から逃れ強く正しく生きねばならぬ。

家庭の勢力

(藤井博士著四・二)

- 一、小兒は模倣性に富んでゐます。随つてその環境から著しく道德的感化をうけます。虚偽、放縱、遊惰、華美などの風は幼少な小兒の早くから模倣したがるものであります。
 - 二、家庭は品性の養成所です。純潔な愛と神聖な職分とを以て家庭を一貫し更に嚴格と莊重とによつてこれを支配したなら小兒の品性は温順でしかも剛毅になります。
 - 三、母の愛は我々人類に具現されてゐる神意である。その感化は永久普遍である。それは始めてこの世に生れ出る時に於て施す教育を以て始まり、一生涯を通じて子供に及ぼす力強い感化力となつて永續する。
- 母が子供の幼時にその心の奥深く植付けておいた純潔善良な思想は母の死後までも永く續いて善良な行動となつて現はれるものである。

家計と生活の合理化

(清原博士著五・二)

- 一、消費經濟を重んぜよ。

- 一、消費經濟を正常に且巧みに處理せよ。
- 二、「手から口へ」の生活をするな。
- 三、家計の安定と否とは人格に影響する。
- 四、入るを計つて出づるを制せよ。
- 五、極端に節約するな。
- 六、金錢の使用に注意せよ。
- 七、必要もない使用人を使ふな。
- 八、些細なことまで注意せよ。
- 九、家の生活全體を合理化せよ。
- 一〇、金錢を無駄に費すな。
- 一一、物事の輕重を考へよ。
- 一二、自分相應の生活をせよ。
- 一三、時間をも浪費するな。
- 一四、食物を改善せよ。

- 一六、生活に科學を應用せよ。
- 一七、生活に計畫を立て秩序を整へよ。

一家團樂を樂しめ (野田博士著三・一五)

一 家庭は身體の安息、休養の場所であると同時に、精神の和樂・慰安の場所である。競争の烈しい風波の荒い社會に比べては、家庭は愛情と平和の樂園である。鳥は日暮れて埤に歸り、獅子・虎のやうな猛獸でも夜は平和に其の子と眠る。人は終日の奮闘に疲れて、和氣霽々たる一家團樂の中に歸れば、暴風に惱まされた舟人が無事に安全な港に避難したやうに、其の日の勞苦を忘れ、心から慰安と幸福とを見出して、死から蘇つたやうに清新の氣力を恢復して、更に奮闘努力する勇氣を養ふのである。寒風と凛烈の冬の日にも、父母の溫顔に接すれば春風の暖味を感じ、失望落膽の夕にも同胞の笑話には思はず我を忘れて快活な喜びをそゝられる。抑も家庭の和樂と慰安を生み出す源泉は、本來女子の柔和快活の天性である。家庭を美しい樂園となすも、淋しい荒野とするも、専ら主婦の心懸け一つによる。英國人が互寒・酷熱を物ともせず、未開不便の異境を顧みず、世界の隅々までも勇往邁進して、彼の植民事業に成功してゐるのは、往く所に楽しい家庭を作り、そこに人生の幸福を見出す爲だと言はれてゐる。

二 家庭の和樂は、家族間の自然の愛情から湧き出る。何の隔てもない家族同志には、何といふ事なしに、純真純美の愛情が赤裸々に發露する。此の暖い愛情に接すれば、世上の壓迫や冷酷な待遇にひがんだ心も自ら和らぎ、曲りくねつた心も素直に歸るものである。幸福な家庭生活には、物質の條件も固より必要であるが、それは如何に豊かであつても、精神生活が圓滿でなければ、太厦高樓の中に豪華な暮しをしてゐても、天眞の樂しみや、まことの幸福を味ふことは出來ぬ。家屋・什器や庭園などには不足不便はあつても、骨肉の愛情が流露してゐる所には、餘所目にも羨ましい程の和樂が湧いてゐる。

三 家庭の平和は、夫婦・親子・兄弟・姉妹の眞心から生み出される。圓滿平和の家庭生活と、虚偽虚榮・偽善を去つた純真純美の眞心の生活である。私利・私慾を離れた公平無私の生活である。何の隔もなく祕密もない、頼もしい信義の生活である。恐怖も疑惑も詐欺も計略も闘争もない、平和な生活である。家族擧つて喜憂を分かち、苦樂を共にし、利害を同じうする一心同體の生活である。一點の曇もわだかまりもない晴れやかな心の生活である。かゝる平和のまとゐるに加はれば、ふさぎ沈んだ心もさわやかになり、濁り汚れた心もすが／＼しく洗ひ清められる。心と心とが解け合つて、一つの美しい平和な心持になる。これが家庭生活の理想である。

四 子供が健全に生長するには、衛生保健の理に適つた家庭の物質生活が必要であるやうに、子供の

人格が素直に發達するには、家庭に於ける平和、圓滿の精神生活が缺くべからざる要件である。家庭は子供の爲に、自然に出來た教育の場所である。子供の天賦の徳性は、一家團樂の中に若芽を出し、大切にはぐくみ育てられて、素直に伸びて行く。偽も飾もない純眞な親心は、知らず識らずの中に、子供の徳性を養ひ、道德の根本を體得させる。斯くて古來幾多の偉人傑士は、圓滿平和の家庭に育て上げられてゐる。之に反して、不良少年や罪人は、愛情に乏しい不幸な家庭に生長し、冷遇や虚待を受けて、心が曲りひがんだものが多い。一家團樂の和樂は子供の教育上には極めて大切である。

五 人類社會生活の理想は、まのあたり近く一家團樂の生活に見ることが出来る。社會生活が家庭和樂の生活のやうに圓滿平和になることは、人類の均しく熱望して已まない理想である。家族ほど純真純美の人間性を流露した共同生活の團體は、他にあまりない。血縁の親しみから、自然に湧き出た純真純美の人情は、期せずして家族を融合統一する。此の融合統一の精神を推し擴げて、次第に大きな社會に及ぼすことが出来れば、人類の社會は平和幸福とならぬ譯であらうか。私達が衷心から學校を我が家のやうに思ひ、先生を親のやうに慕ひ、友達を兄弟のやうに愛することが出来れば、學校は先づ我家のやうに樂しい場所になる。これが家庭のやうな學校である。寄宿舎を我が家のやうになすことが出来れば、家庭のやうな寄宿舎が出来る。私達は家族に接する心を以て、社會全體の人に交ることが出来れば、四

海同胞の情誼と、萬邦一家の親善が成り立つ。これが家庭のやうな社會であつて、やがて博愛人道の理想に適ふ。此の理想は家庭の平和幸福を生み出す心を推し擴げて、人類全體に及ぼさうとする人間愛の發露である。而かも此の人間愛は、女子の母性愛に最もよく現はれてゐる事は、私達女子の深く考へて明かに自覺すべき所である。

第六章 婦 人

婦 人 問 題 (小西博士大石氏共著四・二五)

一、昔は女子を壓迫した。三從七去の如きその例である。三從(嫁がない時は父に従ひ、嫁いでは夫に夫死しては子に従へとの意)
七去(妻が父母に従はざる時、子なき時、淫なる時、妬なる時、悪疾ある時、多言なる時、竊盜した時は夫は妻を離婚してよいといふ意)
孔子も「女子と小人とは養ひ難し」と言つた。佛教に於いても女子は死後男子に轉生してから佛にな

り得る。女子は煩惱が多い爲であると説いておる。キリスト教でも造物主の神は男子の肋骨一本を本にして女子を造つたとありますから女子の價値は男子の骨一本にしか價しないと考へられた時代があつたやうです。

二、最近に至つて女子も男子と同様の人格を有してゐるから男子と同様の社會的地位を有すべきものであると一般に考へられるやうになりました。固よりそれには色々の沿革變遷のある事ではありますが、とに角今日は世界中どこでも一步一步この目的を實現するやうに努力してゐます。この運動を婦人運動と稱しその目的とする所の内容を婦人問題と言ひます。
社會生活のあらゆる方面に於て男子と同様に女子の人格を認め女子の權利を承認し、女子を解放しようとするのでありますから婦人問題の内容は頗る複雑多端であります。主な問題は次の五つであります。

- 一、教育問題 日本今日の初等中等教育は男女同權となりましたが今尙大學は殆ど門戸が鎖ざされごく一部の大學しか女子に入學を許してゐません。この點では我が國はかなり後れてゐるやうです
- 二、參政權 歐米諸國中には女子に議員の選舉權、被選舉權を與へこれによつて議員を出した國も少くありませんが我が國はこの點に就いて何の解決も出來てゐません。

三、職業問題 今日各種の肉體的勞働から精神的勤務を主とする官公吏教師宗教家藝術家辯護士等に於ても男女同權を要求してゐるのです。

我が國にても職業婦人は年々増加して來ますが職業上における男女の機會均等はまだ十分に實現されてゐません。

四、母性保護、兒童問題 主として職業婦人に關してであるが、その出産育児の期間に適當な休養と保護を與へられることは女子にとつて當然の權利であります。又哺乳兒預り所や託兒所の設備はこの運動實現の一端であります。

五、家庭に於ける婦人の地位に關する運動 今日法律は女子は男子に比して束縛されてゐます。未婚の成年の女子が法律上完全な行爲能力を認められてゐるに拘らず、結婚後は大に制限されてゐます。かゝる束縛から女子を解放しようとするのです。

六、これらの要求は大體に於て正當であると思はれます。しかし女子は男子と違つた體質及び精神を有し、従つて男子と全く異なる天職を持つてゐるものでありますから、男子と全く同じ内容の權利を要求するのは誤であります。もし女子が男子と全く同一の權利を要求するならば男子と同一の義務を負はなければなりません、然らば女子も男子と同様に兵役に服し戰爭にも參加するでせうか

そこまでは女子も不可能であるとするれば、女子が男子と全く同じ内容の權利を要求することを放棄しなければなりません、原則としては男女は同等の權利を有すべき者です。女子なるが故に束縛すべき又卑しむべき理由は全然ありませんが、男女その天職を異にし心身の作用に差のある限り各々進むべき道に差異のあるのが當然でせう。

七、婦人問題及び婦人運動 人の自覺のもたらす結果は解決の要求である。國民の自覺は專制政治からの解放の要求だつたやうに、女子の自覺もまたその束縛された社會的位置からのそれである。どこの國でも、昔は國家的生活はもちろん、社會的生活に於ても男子專制だつた。女子はたとひどんな優れた人物でも、男子の蔭に隠れて、わづかに男子をとほして自分の一部分だけを世にあらはし得るのに過ぎなかつた。その上社會の道德・習慣を始め、すべて國民生活の組織が悉く男子本位でできてゐたから、その國々の文化の向上するにつれて自覺し始めた女子は、いつまでもこんな情態に甘んずることができなくなつた。そしてこの點について初のほどはおもにと理論的に論議された。例へば元來「神は人の上に人を作らず。」だから、人を男女の別で不平等にすべきものではない。或物は男子には與へても女子には與へぬのは道理に背くから、宜しく與へる物は男女を問はず一切平等にすべきだといふのが、いはゆる男女同權説の根據で、これに反對するものは、男女の先

天的に備へてゐる體格上や能力上の差別に基づいて、その不可なことを論ずるなど、激しい争論はかなり長く續いたが、その中に時勢は駸々と進んで、これまで男子專屬の領分だとばかり思はれてゐたいろ／＼な家庭以外の仕事にまで、女子がどし／＼侵入するやうになつたので、議論は漸くこんな空漠な抽象論から進んで、もつと實際的な問題について、その解決を試みるやうになつた。それなら、女子が解放を求める方面はそも／＼どこにあるかといふに、歴史の示すところによるとまづ政治上だつた。私法上では、今日はどの國でも夫婦關係以外では、女子の權利をほぼ男子同様に認めてゐるから、これには既にたいした議論はない。今はおもに女子の國政參與權について論じられ、その範圍・時期などについてまだ幾分意見の相違がある。これを女子參政權問題といふ。この問題については、世界大戰前までは、一部の女子はすこぶる激烈な運動をしたが、今は原則としてはたいしての文明諸國でこれを認めてゐる。次は經濟上の問題だが、今日の經濟情態では、どうしても女子にも職業に従事して、自活のできる途を開いてやらぬわけにはゆかぬ。そこで、こゝに女子職業問題が起つて來た。どんな職業が比較的女子に適するか、どんな職業までは女子に授けてよいか、その待遇は男子のそれに對してどうすればよいかなど、こんな點を主として研究するのがこの問題の中心となつてゐる。

それから自覺した女子の最も希望するのは教育上の解放で、これには男女共學の利害など、いろ／＼細かな問題が伴うてゐるけれども、つまり男子と同じ程度、また場合によつては同じ種類の教育を女子にも自由に受けさせようといふのである。そして、これが女子教育問題で、西洋では既に殆ど解決済みと見てよい。一時は女子の大學教育などについて、その結果を危むものもあつたけれども事實はこの點でもますます／＼進歩してゐる。

以上がいはゆる婦人問題のおもなもので、我が國に於ても、議論としては女子の解放について根本的に反對するものはない。たゞ從來の行きがかりや、女子の現状並に我が國特有の事情などを考へて、最も無害有利にこの問題を解決しようとして、急に西洋諸國に行はれることをそのまま採つて行はぬまでのことである。こんなわけで、我が國も今はもう婦人問題では議論の時代を通り越して婦人運動の時代に入つてゐる。そして、いつれ時を俟つてこの問題は將來女子を十分に解放する意味で漸次解決されるだらうけれども、すべて解放にはどうかすると危険が伴ふことがあるから、(卷四、課八・九參照) 私達は世にこんな問題があり、またその運動があることを知るとともに、これに對する態度を慎重にせねばならぬ。

男子は外に出て社會的に活動し、婦人は内にあつて家庭を治めるといふのは、洋の東西を問はず古來からの習慣であつた。その結果として社會生活は多く男子中心に營まれ、婦人は從屬的の位置に置かれ、ためにその慣習・制度に於て現在から考へると不當と思はれるやうな束縛を受けねばならなかつた。勿論その時代に於ては社會的の必要から生じた結果であるから、これを不合理と考へることもなかつたけれども、文化の進歩と共に婦人の自覺が促され、その不當の束縛から解放され、男子と相互扶持の社會を作ること要求するに至つた。この要求をどんなにして満足さすかといふのが現代の婦人問題である。

社會の慣習・制度は、社會の進化と共に變化すべきことは、既に私達の知つて居るところである。そして現代の社會に於て婦人の意義は從來とは甚だしく異り、その自覺・能力・活動は男子と殆んど差別を認められぬ程になつたのであるから、婦人の社會的地位も向上すべきことはいふまでもない。併し物事には順序がある、無差別の平等を直ちに實行することは事實上不可能である。さて男女の平等といふ主張にも色々あつて、或る人は男女無差別の絶對的同權説をとり他の人は母權説をとる。男女が生理的

心理的に異り、殊に婦人には特有の使命があり、兩者には根源的の差別がある以上、男女の絶對的平等の説の誤つて居ることは明かである。次に婦人獨特の使命としての母性の尊嚴に對する尊重即ち母權を認めて、婦人を男子に對立さして兩者の平等を説くのは根據ある説である。要するに男女無差別の平等の主張は間違つてゐるけれども、男女の平等といふことは、その根據をどこに置くにしても、私達の認めるところである。男女は異なる使命を果すことによつて、各その人格の完成を遂げるものであつて、人格の差別などあるべき筈もなく、何れも等しく尊嚴性をもつて居るのである。かやうに道徳上から見ても、男女はその差別のあるところに却つて眞の平等が見出されるのである。

さて婦人の地位向上の手段としては、政治によるか教育によるかまた經濟によるかの何れかである。政治によるものは、婦人參政權の要求となつて現れて居る。西洋では既に多くの國に於て婦人にも參政權を與へ、相當の効果を收めて居るけれども、我が國に於てはまだその運びに立ち至つて居ない。今日は選舉權・被選舉權も漸次擴張せられ、男子の普通選舉も實施せられるに至つたのであるから、婦人にもこの權利が與へられることも遠くはないであらう。殊に男子と平等の權利といふよりも、婦人には婦人でなくては遂げられないやうな部分もあるから、婦人參政の必要は十分認められるのである。それ故私達は、常に國家的自覺をもつことに努め、他日に備へねばならぬ。

次には教育上の開放である。即ち婦人にも男子と同じ程度、同じ種類の教育を受けさせることの要求である。これも歐米では既に以前から實現されて居ることであつて、我が國に於ても年々婦人の高等教育機關も完備され、婦人の教育程度は漸次高まつてゐる。併し女子教育はまだ發達の餘地が十分にありその内容に於ても亦その程度・種類に於ても研究を要するものが甚だ多い。教育問題はまた職業問題に深い關係がある。

經濟上に於ては職業問題がある。即ち經濟上婦人を解放するためには、一定の職業に従はせ自活させねばならぬとするのである。最近婦人で勞働に従事する者が非常に増したので、婦人勞働の問題が起つて來た。婦人の職業又は勞働はどんな種類が適するか、また勞働の場合は、その待遇・勞働時間等の問題がある。

我が國に於ても近時婦人の従事する職業の種類が非常に増し、従つて婦人が家庭外で活動する機會が甚だ多くなつて來た。これに就て考察せねばならぬことが二つある。その一は職業の種類に就いてである。

婦人が種々の職業に従事することは喜ばしい事であるが、職業によつては婦人のみに適するものもあり、また婦人に適せぬものもある。男女各々その適するところの職業を選ばべきで、婦人が男子と同じ

職業に従事することがその向上を示すものと考へるやうな誤解があつてはならぬ。

次は職業と家庭との關係である。

婦人が職業に従事するときともすれば家庭の仕事が疎かになり勝である。併し婦人の職業化は生活上已むを得ぬ場合もあり、又今後女子教育の進歩と共に益々この傾向が著しくなつてゆくことは、これを如何ともすることが出来ない。また一方家庭の維持も缺くことが出来ず、而もこれも婦人によるより外はない。それ故私達が職業に従事する場合にも、家庭の人としての義務をも忘れてはならぬ。

婦人が職業に従事するには相應の準備と固い信念とが必要なことは勿論である。

かやうに政治・教育・經濟などあらゆる方面に亘つて婦人の開放の要求は強くこれに對して我が國に於ても着々とこれが實現を見て居る。併し歐米の現状をそのまま直ぐに我が國にも實現しやうとする、我が國の事情を無視するやうな間違つた運動が起されたりすると、却つて眞の婦人解放の障礙となるからこの點に就いては、私達は將來十分注意せねばならぬ。かくて最も正しい方法によつて婦人の地位を向上しこの世を男女相互扶持の社會にすることに努めねばならぬ。

婦人問題 (野田博士著五三)

- 一、婦人問題は女子の覺醒より起る。
- 二、女子の向上は理智の發達と文化の進歩に待つ。
- 三、現代生活の脅威は女子をして何時までも安閑として此の寄食依頼の地位に甘んぜしめることを許さぬ。然らば女子は經濟生活に於いて如何なる地位を占むべきものであるか。又その職業の種類及び賃銀乃至勞働條件を如何にすべきかと經濟問題である。
- 四、女子は如何なる程度に於いて政治に参加すべきか。又法律上如何なる程度に權利を保有すべきかと女子の政治問題である。
- 五、女子教育進歩の事實は著々と女子の能率を證明し益その自覺と奮發を促した。女子は如何なる程度まで教育すべきか。これが女子教育の問題である。
- 六、人生の眞正の幸福は異性の調和に待たねばならぬ。男女各天賦の特性を伸長し遺憾なくその長所美點を發揮し、互に其の異なる所、及び難き所を交換し調和した時に人生の幸福が始めて完くなる。これが眞に人間の本性に基づき人道の理想に適ふ男女共存共榮の途である。男女懸隔の問題も貧富懸隔

の問題も、同じく現代思想の基調たる人道の理想を標準としてその圓滿の解決を求める事が正道である。

女子と經濟 (野田博士著五四)

- 一、國民として經濟思想を養へ。
 - 二、國民經濟の健全な發達には國民道德の基礎を必要とする。
 - 三、家庭經濟は道德生活の要件である。
 - 四、主婦の任務は消費經濟である、その要領は収入と支出との釣合を考へて保健衛生の原則に従つて有用の品物を生活の目的に最も有効に消費する事である。
 - 五、家庭生活上必要があり能力があり且つ餘裕がある婦人は正當な職業に従事して生活の安定を得るに就いて何等恥づべき所や疚しい所がない計りか、却つて之によつて一層生活の内容を充實して其の意義と價値とを發揮する事が出来る。
- 若し物質生活の爲に大切な精神生活が犠牲に供せられる事があれば生活の安定を求めて、却つて人間の價値を失ふ事になる。

女子と政治 (野田博士著五・五)

一、國民として政治思想を養へ。

政治の終局の目的は道德のそれと同じく社會の安寧秩序を維持し人類の幸福を増進する事であるから道德を實行する精神と國意を重んじ國法に遵つて政治を圓滑ならしめる精神とは共通の根底から出てゐる。

二、輓近人類全體の自覺に伴つて道德思想が著しく進歩し人道の理想を基礎として國際道德國際正義人類の共存共榮等の思想から國家の政治が考案されるやうになつた。斯様な行き方をしてゐる國を文化國と名づける。今日の文化國の政治は廣く文化のあらゆる方面の健全な發達を圖る事を目的とする。即ち政治の理想を文化の理想と一致せしめようとする。文化生活の中心は道德生活でなければならぬといふ意味に於いて今日の政治は從來よりも一層道德を重ずる事になつた。

三、女子が國體を辨へず政治組織を知らないで國家の完全な獨立が出来ようか。女子が國憲國法の運用に通ぜず選舉納稅兵役の三大公務に對する十分の理解がなくて國家の活動が圓滿に行はれようか。まして立憲自治の文化國を以て任ずる我が國の政治は女子に其の理解がなくて到底健全の發達が望まれ

ようとは思はれぬ。

四、女子に特殊な利害は女子自身が最もよく知つてゐるから其の權利の主張や擁護を女子に一任しておいては不十分である。此の意味に於いて女子が參政權を要求する事には相當の理由がある。普通選舉の精神を推し廣げて行けば當然女子參政權の主張となる。

我が國でも女子の教育と地位とが進み殊に政治の思想が普及して十分にその能力が認められた際には早晚同じ域に達し政治が男子の利益一方に偏する弊を救ふ事が出来るのであらう。併し女子が政治界に奔走して男子と競争する事は果して望ましい事であらうか。男女の間には争はれぬ自然の特性があり、之によつて各自の長所美點を發揮することが眞に人生を幸福ならしめる所以ではないか。女子に政治思想や參政權は必要であるとしても其の尊い天職を擲つて、代りに政治を引受け男子と同様に官吏となり軍人となり將た又政治家なる事は決して自然の途ではあるまい。若し強いて之を行へば女子自らの幸福とならぬ計りでなく其の長所美點を没却して眞に國家の隆昌繁榮を圖り人類の進歩に貢獻する所以を失ふ。

女子と政治との關係

(湯原氏著五・一〇)

- 一、昔支那では女子が政治に容喙するのを牝雞が晨するのにたとへて、これを一種不祥なことと考へてゐたことがあり、西洋では久しい間、國家は男性的で、教會は女性的だから女子は宗教のために働くのはよいが、政治にたづさはるべきではないといふ思想が一般に行はれ近年まで女子を政治以外においたが、世界大戦後は各國とも急にその態度を改めて次第に女子の参政權を認めるやうになつた。
- 二、近頃しきりに制定される法令のおもなものは多くは社會問題に關してゐる。そしてこんな法令の遂行には大いに女子の協力を必要とするから、我が國でも早晚女子を國政に參與させてこれを男女協力で行ふやうになるだらう。
- 三、政治は直接には國家のためにするけれども間接には私たちの日常生活と關係しないものは殆どないから、たとひ女子は家庭の主宰をその天職とするにしても、政治のよしあしをよそごとに見てゐられるものでない。例へば政府が經濟政策を誤つて物價が法外に高くなる場合に先づ苦痛をなめねばならぬものは家庭の主宰者である主婦である。
- 四、市町村の行政は國家から見ると間接なものだが、私たちが見るとこれが却つて直接なもので、た

だちに私たちの生活にその影響を及ぼすものである。

女子に公民權を與へるの必要は今殆ど與論といつてよいから早晚必ず實現されよう。

五、國民の半數を占めてゐる女子が國家の政治に冷淡であつては普通選舉になつても民意を本とする政治はとても十分に行はれるものではない。

六、女子は愛他的精神に満ちた國家をその心の中に作りそしてこの精神で全社會を動かさうとすることによつて高等な政治生活をなすものである。

女子と職業

(友枝教授著四・一七)

一、人はそれ／＼の素質によりそれ／＼の業務に進むことが出来る。また深い素質はないやうでも境遇により練習によつて種々の業務に熟達することも出来る。かやうに自分の趣味や能力によつて仕事を見出し活動することが出来るのは實に人生の喜である。

二、職業は女子が獨立して生計をたてなければならぬ場合に必要であることはいふまでもないが、何かの技能職業の心得のある事は一家の主婦としても大切な資格である。

三、婦女の性の違ふに隨つてそれ／＼最も優れた技能を學び最も適した位置につくことが最もよい。そ

れが一般の能率を高めて全體の幸福をすゝめる所以である。

四、近來女子の職業ばかりでなく廣く女子の獨立といふことが重大な問題となつて來てゐるが、もし人類の存續といふことから男女相依つて始めて完全な社會を作り得ることを辨へたならばまづ妻として母としての務を第一に考へなければならぬことはいふまでもないのである。それは位置の上下技能の優劣といふことではなく、男女それ／＼の本分を全うする爲に外ならないのである。

女子と職業

(小西博士大石氏共著五・九)

一、話された言葉書かれた詩はその人の縮圖であると言つた人があります。況んやその人によつて成された仕事はあらゆる徳と智即ちその人が心身の中に持つてゐる凡ての力によつて成し遂げられたものです。故に成し遂げられた仕事はその規模や世の中に對する影響に大小の差別はあつても皆ひとしく尊いものであります。

二、私達が目的を確定してしつかり働くならばその結果は一身一家の利益を増すのみならず必ず世の中に益をなすものであります。

三、労働は私たちを一步步々向上させるものであります。即ちそれによつて自己を完成して行くことが

出來ます。なんとなれば私達が一旦労働に着手しますと必ず精神と身體とを共に働かさねばなりません。眞實に仕事を初めますと心身の最奥から知識と情意とが眼醒めて活動を始めます。

四、世の中には女子が家庭内に於て又は家庭外に於て家政育兒以外に種々の仕事をとる必要が色々の場合に起つて來ます。

女子は今すぐに職業に従はなくても一朝特別な事情が起つた時に職業に従事しこれを完全に果し得るやうな基礎的能力を平素から養成しておくことは大いに必要であらうと思はれます。

五、我々の修養は無爲にしては出來ないのであつて職業に従ひ労働に服する間に出來るのでありますから職業に従ひつゝ修養が出來れば無爲無能に日を暮してゐる人より遙に尊い人であります。

國家に對する女子の責務

(田中博士著四・一二)

一、家庭は國家社會の單位をなしてゐるものであつて國家の良否はそれを構成してゐる各家庭の健全か否かによつて定められるものである。私達の毎日の生活は各家庭内で行はれて居るけれどもこれによつて國家生活を間接に行つてゐるのである。

であるから女子も亦間接に國家生活上重大の使命をもつてゐることが分る。

二、國家はその秩序を維持し國民の安寧幸福を保證する爲に各種の法則を設けてゐる。その法則の根本になるものが國憲國法である。

女子が法に無關心であつては家庭内に於て 法の精神が理解されずやがて社會一般に於ても法を尊重せぬやうになつて國家生活上由々しき結果を招くことになる。

女子と國家 (下田博士著四・一八)

一、人は家庭及び社會に於て生活するだけでなく又國家に於て生活するものである。否國家があつて始めて家庭社會の生活も安全幸福であり得るのである。それ故私たちは國家の恩恵を思ひ國家への奉公を忘れてはならぬ。

二、女子を生む者は女子である。これを育てる者これを助ける者も亦女子である。女子が優れてゐない時に女子にだけ優れた者があり得る筈はない。であるから國家の盛衰はその國の女子の優劣如何に由ると云つても好い。實に女子は沈黙の間に國家の運命を織つてゐるのである。

三、特に家庭に關して學ぶ所が多く家庭に在つて働くことの多い女子は家庭に於ける任務を當然國家の上にも延長して女性的天分の發揮を圖らなければならぬ。かうして家庭精神が國家にまで擴充される

時女性の力は一層の光輝を加へるといつてよい。

四、我が國の女子は消費經濟に於てまだ十分の技能を現はさないのにも拘らず各種の産業に従事して年々巨額の富を作り出し國運の發展に貢獻する所が少くない。労働は神聖である。一家の主婦でない者主婦であつても尙餘力のあり餘暇のある者は進んで適當な生産に参加することが望ましい。

女子の責務 (藤井博士著四・七)

一、女子の解放は他律的盲從的屈服的でそして思慮分別のない低級な從順忍容の境遇から自律的獻身的奉仕的でそして自覺のある高級な服従に移ることを意味します。

二、人類社會に行はれた最初で且最も根本的な分業の形式は男女の體質性情による分業並にこれを基礎として生ずる各般の任務の分析であります。

男女の分業と協力とがよく行はれると社會は完全に組織され進歩します。そして女子の責務は自然に男子とは異なる方面に現れます。

三、男子が外に出て活動してゐる間に女子は内に在つて家政の所理や兒童の教養などに力を盡してその天職を果します。社會の組織單位は家でありますから家を經營する功と社會を經營する功とに優劣の

ある筈はありません。東洋では修身齊家治國平天下といひ西洋では「家庭は文明の搖籃なり」といふのであります。

四、家庭は男子の活動によつて生存と進歩との資材を供給され男子の活動によつて安固な休息所とも教養所ともなつて社會に活動すべき勢力の原動力を供給するのであります。實に家庭の眞の愉悅は社會融和の源泉であり、その源泉を清めるのは女子であります。

女子と職業 (下田博士著五九)

歐洲大戰は、かの國々の女子をして、男子の執つてゐたすべての職業に従事させることになつた。最初は戦時だけの積りであつたのもあらうが、女子でも十分出来るといふことが分つて來て、今日では單に男子の一時的の代理でなく、永久的に女子の職業とならうとするものが少くない。米國の如きは戦争前でも、戦争と消火との外は、男子の職業は亦女子の職業でもあつた。教員は大部分女子の職業であり銀行會社の事務員、美術家、建築家、醫師その他種々の職業に女子が従事してゐた。歐洲では米國ほどではなかつたが、戦後は、米國の女子に劣らないほど、或はそれ以上に職業の範圍が廣くなつて來た。電話交換が女子を適當とすることは固より、計算なども女子の方が迅速、正確であり、タイプライター

なども、女子の方が速いレコードを持つてゐる。

我が國でも近來女子の職業を求める者が多くなり、その準備教育を受ける者が激増して來た。年々全國から東京に遊學する者の數は夥しいもので、今日の本郷、神田の通りは、十年前のそれとは比較にもならないほど女學生の數を増してゐる。即ち女子の職業といふことが、唯少數者の物好きなどを見るべきでなく、緊要な女子當面の問題として考へられて來た證左とも謂へよう。しかも前に述べた通り、歐米に於ける近時の風潮が刺戟となつて、今後我が國にも、女子職業の狀態に如何なる變化が起るかも知れぬ。

固より女子の理想は、家庭の人として幸福な生活を送ることであるが、それにしても、是と彼とは必ずしも兩立しないものではない。家政を忽せにしない限り、育児を忽せにしない限り、餘力を以て職業に従事することは妨がない事である。否現在に於けるよりも、一層合理的に科學的に、家政、育児を處理し得るやうになれば、現時のそれらは、もつと短い時間内に出来る筈である。そこに剩し得た時間を以て職業の時間に充てることは必ずしも難事ではあるまい。

一體我が國では労働を尊重する心が薄い。特に中流以上の女子に、その傾向を見受けることが多いやうである。正當な職業にも、内職などといふ名を附けたり、自分の職業と共に、他人の職業をも輕蔑し

たり、無くては叶はぬ職業に尊卑、高下の差等を附けたりする。これはまさしく我が國の陋習の一つである。特に女子として、自分が勞働すると否とを別としても、さうした心を持つてゐるといふことは、子女の感化の上に好くない影響を與へるものである。職業を恥じるため、どんなに生計が苦しくても、やはり遊んでゐて、その苦しい境涯を突破しようとの考も起さぬ。况や中流以上に於ては、飽食暖衣、逸居することを無上の誇とするのである。けれども、今日はもはや、華美な衣服を着て遊び暮すのを女子の能とすべき時ではない。そんな陋習は一日も早く除去しなければならぬ時である。

戰爭中、歐洲の富裕な女子で、盛んに何等かの職業を求めて、その得た金を公共事業に寄附した者が少くなかつた。そして、初めて自分で金を儲けて「私は自分の最初の一週間の給料を受取つた時ほど自分の一生で誇らしい思をしたことはない」と言つた女子もあつた。昔に戦時ばかりでなく、平時でも、米國などで、男子の學生には料理屋の皿洗ひをしたり、女子の學生にはホテルのメイドとなつたりして學資を作る者が多くある。謂はゆる勞働神聖の觀念の徹底してゐるものと見るべきであらう。

養雞、養蠶、果樹栽培、手藝、裁縫などの手近い物から、會社、銀行、工場、病院、學校、官衙の勤務、その他の諸事業に至るまで、すべてそれが正しい仕事である限り、何れも女子の活動慾を満足させ經濟上だけでなく、道徳上にも人を向上させるものである。これを個人の方面から言へば自己の生活價

値を増大させ、個性發揮の方便となることは測られない程である。又他の方面から言へば、一人でも仕事を持つ者の多いほど、家庭も、國家も、社會も、それだけ福利が増進させられるのである。その上、世間には種々の事情から、一身一家を支へなければならぬ女子もあり、寡婦となる者もあるから、今日養つて置く職業的能力が、他日そのまゝ役立つことも稀ではない。

最近、大阪府の社會課で、一千四百三十三名の各種の職業婦人について、その就業の動機を調査したのに、家族扶助七百五十名、業務修業四百二十名、自活百二名、結婚準備三十九名、貯蓄二十三名、社會奉仕三名、その他九十六名といふ統計を得た。單にこれだけの數字に由つて見ても、或は經濟的獨立を冀圖し、若しくは他日のために有形無形の財産を準備して置かうといふ意志は、歴々と讀取ることが出来るのである。

又同じ調査に於ける勤続年數を見るに、總人員中、九百三十四名までは一箇年、二箇年、又は三箇年以内の者で、五箇年以内は七十二名に減じ、それ以上のは寥々たる有様である。年齢も、二十歳前後までが大多數で、配偶を有する者は五十三名である。是に由つて見れば、職業婦人特にその俸給者の大多數は、結婚期を界線として、二三年間勤務するだけであるから、職業に對する執着が微弱である。固よりこの一つの調査を以て、すべての場合を斷定することは出来ないけれども、若しも今言つたやう

な場合が多いとすれば、女子の職業は一般に補助的地位から進歩することが困難であらう。
女子には第一の使命が別にあつて、職業は大體に於て補助的であることを免れないにしても、それでも、私達はなるべくその能率の増進に努めなければならぬ。更に進んでは、女子が主動的地位に立ち得る職業の領域をも開拓して、能率的活動を續けたいものである。

女子と職業 (清原博士著五・四)

- 一、女子も職業に従事せねばならない場合がある。
- 二、不幸な境遇にある場合の外にも職業に従事せよ。
- 三、女子相應の働をして一家國家社會に貢献せよ。
- 四、女子の職責は家庭を齊へることであることを忘れるな。
- 五、男子に適當な職業の範圍内に濫りに切込んで行くな。
- 六、社會に出て廣く人と交る場合には誘惑の危険に面する機会が多いから特に堅固な意志と高い情操とを養ふことを忘れてはならぬ。

女子と政治 (田中博士著上級七)

- 一、立憲治下の國民は特によく政治の意味を理解し常に正しい批判の眼を以て現代政治に與らねばならぬ。
- 二、議會政治は國民の多數を國政に參與せしめる代議制の政治組織でこれには當然議員選舉が伴ふ。その選舉人の範圍は國民參政の程度を決定する。
- 三、政黨政治では多く議會に多數を占める政黨が院議を決定するから内閣も多數黨を基礎として組織しなかつたならば政策の實現上種々の支障を來すことになる。
- 四、政權から超脱して眞に倫理的な政黨を作りその行動を倫理化せしめて政權の移動を明く合理的にすることが立憲政治の美果を收める爲に何よりも大切なことである。
- 四、一部分の女子には官吏となつて政治を司つてゐる人もあるけれども、現在の女子に參政權が與へられてゐないのは女子は政治に參與せぬといふ永い歴史的の習慣によるものである。少くとも現在に於ては女子の教育程度も高まり政治的能力も認められ且男子よりも女子に適した政治の方面もあり當然女子にも參政權を與へらるべきである。それ故遠からずこれが實現を見るであらう。

五、私達に最も關係の深い日用品や食料品の價値の變動は政治の經濟政策によることが少なくないし、また租税の種類や税率等の定め方も直ぐに私達の生活に關係する。私達には參政權がないとしても輿論を作る上には女子は力のあるものであるから正しい輿論を作ることによつて間接に政治に參與することが出来る。殊に普通選舉になつてこれを立派に運用するためには、女子も亦少からぬ責任を負ふことを自覺せねばならぬ。

女子と教育 (野田博士著五・六)

一、教育は本來文化の發達に伴つて發達し又文化の進歩を促す。
二、人道の理想から言へば女子の教育は男子と對等の程度に進まねば眞に人類の幸福を完うすることは出来ぬ。男子と同様に教育の機會均等を獲得する事は全世界に通ずる現代女子の熱心な要求である。各國の女子教育は女子の覺醒と努力によつて著々此の目標に向つて進歩發達し漸次之に近づきつゝあるが其の理想はまだ十分に實現されてゐない。
男女對等の教育は決して男女を揃へて劃一單調にすることではない。人類全體の幸福を増進する人道の理想から言へば男女對等の教育にも男女の特性を考慮しての長所美點を圓滿に發達せしめねばならぬ。

ぬことになる。

三、將來の女子教育の進歩には第一に女子自ら其の特性と能率を自覺し男子と對等の程度に進み得るといふ自信を持つ事が極めて肝要である。女子の教育は女子自らの努力によつて進まねばならぬ。
四、育兒に伴ふ子女の教育は女子の天職に附帶した母の大切な任務である。殊に我が國の女子は青年期の子女に對しても十分に母親の權威を保ち得るだけの教養がまだ足りない。

女子と國家 (柳澤博士著三・二)

一、國家は内は人民の安寧幸福を増進し外は萬國に對してその獨立自主を全うし進んでは世界文化の發達を助くるを以て目的とする。
二、皇室は國民の大宗家にして國家は實に皇室を中心とせる一大家族であつて上下心を一にするは我が國の誇である。
三、平時に於ける女子の務はよく家政を整へて、心を子女の教育に用ふるにある。
四、戦時に於いて「楯を携へて歸れ、しからずんば楯に乗りて歸れ」とは昔スパルタの母がその愛子の出陣を見送る驢の言葉であつた。

- 四、内顧の憂なからしめる功も大である。
- 五、一朝事あるに當り我が夫、我が子の出陣を見送りつゝ眷戀の情に絆されて愛別の涙とよめあへず、爲に士氣の沮喪を招くが如きことあらば則ち如何、女子の國家に對する責任も亦重いといはねばならぬ。

社會事業 (下田博士著五・二二)

- 一、母性を具へてゐる女子の愛し同情する所は獨り己の兒女だけに止まらないで廣く世界の兒女を含み又世界の同胞をも包むべきである。
- 二、生存競争は社會の理法であると共に相互救済も亦同様の眞理であるから、深く現代社會の趨勢に注目する者特に社會と女子との關係に想到する者はその缺陷を改善し幸福を増進することに對して努力を吝しむべきでない。
- 三、女子に適當したる社會事業も少くない殊に幼兒の保育救済の如き然りである。
- 四、博愛慈善に對する觀念が非常に進歩して來た。子の母、家族の母、亦社會の母として助けのない者傷む者、苦しむ者の爲にその柔かい心と手とを差出すことは同情奉仕の特に美しいものである。

家族主義 (野田博士著四・二二)

一家は父母を中心として、自然に作られた家族が、物質生活を營み一家團樂の和樂をなす場所である、併し我國の家には、此上に特殊の意義が含まれてゐる。我が國の家は現在の家族又は家屋のみを指さず、祖先から永續してゐる家系を指す。家族は一代一代に死亡し去り、家屋は朽廢燒失する事もあるが、我が國の家系は、民族の生命と共に永遠に連續する。我が國の家長が戸主の位を祖先に承けて、永遠に之を子孫に傳へて行く様は、皇統の連綿にもなぞらへることが出来る。斯の如く、我が國の家には國の精神が籠つてゐる。かゝる家が國の單位となり、無數の家が集つて國を作つてゐる。隨つて國に對する精神は、家に對する精神を推し廣げたものに過ぎぬ。國民を結束する國民精神は、家族精神の上にも現はれ、我が民族に特有な風俗も、道徳も家の内に育成され、且つ保存されてゐる。

二 血統を重んじ、祖先を崇敬するのは、我が國古來の美風である。家は祖先を基本として、一條連綿の生命として存續してゐる。私達の生命は祖先の生命の延長であり、祖先の生命は私達の過去の生命である。私達が祖先を敬愛する心は、父母を敬愛すると同じ心である。私達が祖先に對し祭祀の禮を厚くするのは、子孫の追慕感恩の至情を捧げて、本に報い始に反るのである。私達はよく此の精神を理解

して、祖先の志を継ぎ、祖先の美風を傳へ、尙ほ進んで家名を揚げるやうにしたい。

三 我が國民の敬神の念は祖先崇敬の念から湧き出てゐる。神社は各人の家に、祖先の靈を祭る祭壇を設けると同じ精神から出來たものである。氏神は、同族の祖先、産土神は即ち郷土の守護神である。天照大神は皇室の大祖たると共に、我が國民共同の大祖先にまします。皇室は厚く皇大神宮を御尊崇になり、我が國民も昔から厚く皇大神宮を敬ひ、一生に一度は必ず参拜することにしてゐる。
明治天皇御製

我が國は神の末なり神祭る昔の手ぶり忘るなよゆめ

四 血統の近い親族同志が、仲よく親和して、互に助け合ふことは自然の人情の要求であり、又人の踏むべき道である。英國には「貧しき親族を捨つる人は神に捨てらる」といふ諺がある。我が國には特に親類關係を重んじて、互に親和し、助け合ふ美風がある。これは固より血統を重んずる精神から出てゐる。親族は吉凶互に慶弔し、一朝事ある時には、相助け相救ふやうにありたい。我が大和民族は皆遠い親類同志になる。我達が近い親類と共同親和する精神を推し廣げて行けば、それがやがては國民全體が一つになつて、共同親和する精神になる。我が國民は無數の親族が、共同親和して結束した一大家族をなしてゐる。

五 我が大和民族を結束してゐる精神は、家族を團結してゐる精神と其の本質に於て變りはない。家族精神は、其のまゝ國民精神の基礎を作つてゐる。これが家族主義である。國民道德の上から見れば、家族主義には極めて大切な價值がある。家を中心として血統の最も近い家族が共同生活を營むことは、人情の自然の要求であるやうに、同祖の血族たる我が大和民族が皇室を中心として統一結束してゐるのも、同じ人情の自然の要求に出てゐる。歴代の天皇が、我が國民を愛護し給ふことは、家長が家族を愛護する様に變りはない。皇室が神社を崇敬し給ふことは、私達國民が祖先崇敬の模範として仰ぎ奉るべき所である。私達は親類の共同親和の精神を推し廣げて、國民全體の共同親和を圖りたい。私達各自の家系は大和民族といふ大家系の一部分に屬することを忘れてはならぬ。私達は自己の家系の永續を圖る心を以て、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る事に努力しよう。

六 家が社會組織の單位であることは古今東西を通じて變らぬ事實である。併し家族の制度には、各國夫れ／＼幾多の變遷があつた。我が國の上古には、同一の氏族が一定の職業を世襲して部族に分れ、族長は其の血族團體を統率して朝廷に仕へた。これが所謂族長制度又は氏族制度である。大化の改新以後は、此の族長制度が廢れて、戸主が一家を代表する家長制度となつた。其の後大家族制は、次第に小家族制となる傾向になつた。明治維新の際に封建制度が破壊されると共に、舊藩の士族は世襲の職務を

失ひ、故郷を離れて修學し、且つ四方に職を求める風を生じ、同時に農工商の子弟も必ずしも父祖の家業を襲がず、各自好む所長ずる所によつて、職業を選択する道が開け、孰れも郷土の生家に同居し難き事情を生じ、今日では同じ家族でありながら、四方に散在すること事も已むを得ぬ情となつた。これは明治以前の家庭に比べて雲泥の相違である。其の爲に保守思想の人は、我が家族制度の將來を悲觀し、且つ國民道德の基礎の動搖をも憂へてゐる。之に反して急進思想の人は、我が國在來の家族制度は、個人の自由を束縛する爲に、動もすれば、家族の依頼心を養ひ、又往々家庭に波瀾を起し、或は家族の進路を妨げ、従つて廣く社會の進歩を阻害するものとして、家族制度に反對の意見を有つてゐる。併し假令父祖の郷土には住居せずとも、夫婦子女が一所に家庭生活を營むことには、昔も今も變りない。家庭生活さへ存在する以上は、其の中に我が國の家の精神を宿し、父祖傳來の家族主義を維持することは決して難事ではない。假令家族は四散してゐても、其の血統は切つても切ることが出來ず、家族は依然として互に精神的に結合してゐる。我が國の家族制度は太古から今日まで、社會の變遷に伴つて、既に幾度か形態を改めたが、古今の變遷を貫通した精神は嚴として存續してゐる。私達は時勢の進運に順應して、改善すべき所は改善し、固陋頑冥に陥らぬやうに心懸け、益々我が國の家族主義の長所を發揮し、家に對する精神を維持し、更に之を推し廣げて、國に對する國民精神を涵養振作する助となしたい。

生活の安定を得よ

(野田博士著四・二二)

一 人は生きんが爲に食はねばならぬ。食ふ道が確實でなければ、其の生活は不安となり、脅威ともなる。衣食住の資を得る道が確實に立つてゐるのを、生活の安定と名づける。併し人の運命には浮沈がある。今日得意の人も、明日忽ち失意の人となる。甚しきは一朝天災や時勢の急變が起れば、有産階級の人も俄かに無産階級に沈淪する。如何なる運命に出會つても、生活の不安に脅かされぬ人は、眞に生活實力の自信を有つ人である。獨立生活の能力のない人は、現在如何なる地位に居つても、其の生活は決して安定とは言はれぬ。文化が進歩して社會組織が複雑になり、生存競争は益々劇烈となつて、生活の脅威が諸方から壓迫して來る。今日では、生活の安定を得る爲に、確實な基礎を作ることが肝要である。私達が今日學業を修めてゐるのは、結局生活の能率を増進して、將來に文化生活の安定を得んが爲である。

二 労働を貧窮者の事業として賤しみ、安逸享樂の生活を誇りとした時代は最早過去の夢となつた。現代の生活は何人にも勤勞を要求し、決して無爲徒食を許さぬ。「労働は神聖なり」との主張は、廣く承認されるやうになつた。労働には、筋肉労働もあれば、精神労働もあるが、今日の文化生活では、筋

肉労働もせず、精神労働もせずに生活の安定を得ることは不可能である。「労働せざる者は食ふ可らず」といふ標語は、生活の原則として何人も承認せざるを得ぬ。無爲徒食する者は結局他人の労働に寄食してゐる。生活の安定を得んと欲する人は、自己の力を用ひて自ら労働し、常に正道を踏みつゝ、自ら進んで之を得ねばならぬ。

三 人は誰しも一定の職業に従事して勤勞せねばならぬ。職業は個人生活並に國民生活の安定の基礎を作ると同時に、社會奉仕の意義をも有つ。職業もなく、勤勞もせず、安逸の生活を送る人は恥づべき事である。正當な職業には貴賤尊卑の別はない。職業は労働と同じく神聖である。忠實に職業の責任を盡す人は、社會から尊敬を受ける資格がある。職業に従事する人が、忠實に其の責任を盡さなければ、社會の分業は忽ち其の統一を失ひ、社會生活は全體として安定を失ふ事になる。假へば公益を保護する官吏や警官が、其の責任を怠つたら如何なる結果を生ずるであらうか。汽車・電車・自動車の運轉手が責任を怠つたとすれば、乗客の損害は如何であらうか。職業を神聖ならしめると否とは、一に其の職責を重んずると否とによつて分れる。

四 家事・育児は、天から與へられた女子の職業と見れば、夫の扶養は其の報酬と見てよい。併し女子の天職に伴つた家事・育児は通例職業とは見做れてゐない。中流以下の女子が家事・育児の傍ら、家

業を助けるのは當然と思はれてゐるが、これも女子の職業の中には數へられてゐない。女子は其の天職が男子の職業に相當するものと考へれば、妻母の任務を盡くす限りは、別に一定の職業に従事せず、専ら夫の扶養に依頼してゐても、何等恥づべき手はない。併し現代社會の生活難は、幾多有爲の女子をして拱手徒食して生活の脅威を甘受するを許さぬやうになつて、女子の爲めに次第に職業が開放された。女子は自己又は一家の生活安定の爲めに職業を求める許りでなく。社會も最早職業婦人を要求するやうになつた。女子の天職と職業と兩立するかせぬかは別問題として、天職を捨て、全然職業婦人として一生を送ることは不自然である。併し豊かな天賦の才能を具へ、且つ其の餘力があつても、妻母たるが爲に職業に従事する事を罪惡のやうに考へることは、固陋と言はねばならぬ。とも角天職と矛盾せぬ限りに職業に従事することが最も穩健中正の道である。男女は身體上にも、精神上にも、各其特性があり、長所美點があるから、男女全く同一の仕事をする事は、結局雙方の不利益となる。あつて、たとひ同じ職業に従事するとしても、男女各々其長所美點を發揮するやうにありたい。女子は職業を選択する場合に、篤と此の點を考慮せねばならぬ。

五 人類の自然の生活には、別に財産といふものはない。人口が繁殖して労働と資本とを要する經濟生活を營むやうになれば、自ら財産が生まれて来る。財産には土地・家屋・器具・設備・物資・現金・預金・

株券のやうな有形のものもあれば、名譽・信用・權利のやうな無形のものもある。無形の財産があれば、有形の財産はなくとも生活の安定は得られる。併し有形・無形どちらの財産もない人は、日常生活にさへ不安を感じ、病氣・災害其の他不時の場合には非常の生活難を受ける。一身一家の生活の安定を得る爲には、各自多少の財産を蓄へねばならぬ。勤儉貯蓄の必要はこれから起る。毎月所得の一刻以上を貯蓄する事は、文明諸國に勵行されてゐる慣習である。収入の全額を消費する其の日暮しには、生活の脅威が背後に迫つてゐる。生活の安定は自ら得ねばならぬ。不當の利得を貪り、不義の富を得る事は最も卑しむべく、恥づべき事である。

六 相當の財産を蓄へて生活の安定を得てゐる人は、相當に體面を保ち道德を重んずるが、生活難に苦しむ貧窮者は、多少道德を無視しても已むを得ぬと認めたとのは舊時代の思想である。道德の實行には本來貧富の差別はあるべき筈はなく、又富者の道德、貧者の道德と二様の標準があるべき道理もない。生活の安定が人間一般に必要なやうに、道德は如何なる人も一樣に踏むべき道である。古今東西を通じて貧困は誰しも皆厭ふ所であり、富貴は皆人の欲する所である。貧困であれば生活に窮する許りでなく十分に自己の才能を伸ばすことも出來ず、又爲すべき事と知りつゝ爲し得ない事が多い。要するに貧窮者には善を責め道を強ふる事が困難である。併し修養の志ある者に取つては、貧窮や困苦缺乏は却つ

て向上の一路を進む絶好の機會ともなり、古來高潔の士は道を憂へて貧を憂へず、清貧に甘んじて節義を完うした。尙ほ幾多の孝子・義人・英雄・豪傑・偉人・賢人が貧家に出でた事は史上に明白な事實である。此等の點を考へれば、貧窮は必ずしも厭ふべきものでもなく、又恥づべきものでもない。まして道德の敵でもない。寧ろ却つて人物の試練として喜ぶべき理由もある。富は人間のあらゆる活動や事業に利便を與へる。世人が富貴を欲するのも誠に無理はない。道德の實行には或る程度の富が必要である。私達は清貧に甘んずることは出來ても、赤貧洗ふが如しでは、子女の教育も出來ず、満足に人間の正道が踏まれぬ。道德の實行には生活の安定が要る。併し又一面から見れば富は直ちに道德を生み出すのではない。否富貴は却つて道心を傷け、節操を害うことも少くない。遊惰放蕩の生活に耽りながら、傲慢尊大の態度を執り、勤勉な貧窮者を輕侮睥睨するやうなことは、富者の深く戒むべき事である。人は道德を忘れ蓄財の念に驅られて、利慾の一方に走れば、遂に一身を危くする。富貴には誘惑や危険が伴ふからとて、必ずしも之を厭ひ、之を惡むべきものではない。正しい道を踏んで得た富貴は社會から得た正當の報酬である。之を保有するに何の顧慮する所があらうか。世人は、寧ろ之を得る爲に爲した努力と功績とに對して、相當の敬意を拂ふべきである。富貴其物よりも、之を得るに至つた所以を貴ばねばならぬ。富が人間の活動の要件であり、人格の完成に必要なであり、國家の發展にも、文化の進歩にも缺

く可らざるものであることは、一々説明を要せぬ。道徳は富を超越した人間の正道である。私達は貧富孰れであつても、人倫の正道を踏みはずしてはならぬ。先づ一身一家の生活の安定を得、更に一身一家の富を積んで、一國の富をなし、以て國家の發展を助け、更に進んで世界人類の爲に貢献したい。

七 前世紀の産業革命は現二十世紀に貧富懸隔の大問題を残した。資本家と労働者とは相對立して、階級闘争を生じ、經濟上、政治上、社會上に種々の問題を惹起し、其の解決を求める爲に今日尙ほ種々の運動が行はれてゐる。これが所謂思想問題である。而かも其の根本問題は深刻な生活問題である。要するに多數の人の生活の安定を求めてゐる。社會の如何なる方面に生活の脅威が存在してゐても、それは社會に取つて、誠に重大な問題である。生活問題は、社會のあらゆる問題の根本問題と言つてよい。

第七章 生活

日本女子の體力 (下田博士著三二)

すべての活動の本は體力にある。體力が旺盛であればあるほど、その活動が充實し、永續する。それ

故、人は立派な人間になる前に、先づ立派な動物にならなければならぬ。それには若い時の鍛錬を怠つてはならぬ。若い時鍛へた身體は、一生續けて役に立つ。私達の間には、餘り病人や缺席者はゐないけれども、至つて強壯で、身體検査にいつも甲で通せる人も多くない。ともかく病氣をせず、どうかかうか健康であるといふやうな人が多いのではあるまいか。それでは決して安心する譯に行かぬ。

現在では比較的規律正しい生活をしてゐる上に、體操、遊戲、その他學校所定の運動を行つて、可なり身體を鍛煉してゐる譯である。それでゐて、先づ健康だといふ位である。現在でそれならば、學校を出て、運動なども怠りがちになる頃はどうなるであらう。先の案じられる話ではないか。

日本の女子の體力は餘り強くないとは、度々聞かせられた事である。日本の妙齡女子の死亡率は著しいもので、特に肺結核で斃れる者が多いといふ事實がある。その他の傳染病にかゝる者、我が國には多いやうである。その上社會一般に衛生思想が十分進まないから、その傳染についても、互に戒めて豫防に盡力しないのみか、病氣を隠蔽して平氣であるなどは珍しくない。かういふ事は皆、女子の健康體力にも良い影響を及ぼさぬ。尙一般女子が、不足な睡眠と不良な榮養とに甘んじたり、快活な氣分に乏しくて引込思案に陥つたりするのも、元氣の旺盛を殺ぐことが一通りでない。

歐洲大戰に、女子が男子の代理をして、立派に任務を果たしたと云ふのは、日頃の教育にも由ること

あるが、何よりも先に、女子の體力がよくこれに堪へられたからである。その逞しい體格、きりゝとした姿勢は、元氣と力との現れでなくて何であらう。これならば、決心さへすれば、男子の代理も出來さうに思はれる。我が國の女子が、若し歐洲の女子と位置を換へてゐたらどうであつたらう。

身體は無論遺傳に支配される。けれども、國民全體の體育に對する考へ方を改善し、國民擧つてこれに熱心になれば、日本の女子の身體も、決して現在の状態ではゐない筈である。ところが、女學校の毎週の體操時間数は、歐米各國のそれに比べて、多いとも少くはないのであるが、體操だけ熱心でも、その外に運動らしい運動をする者が少い。その體操にさへ熱心を缺く者がある。でも、學校時代は、まだしも體育の機會の餘程多い方であるが、一度學校を出てしまへば、殆ど全くそれを顧みることがない。かの國々の、運動を生活の重要な部分に置き、男女老幼の別なく、日夕嬉々としてこれに熱中する風とは、今日に到底比べるこゝが出来ぬ。

しかし、體育に對する國民の趣味は追々に進んで來た。特に或種の運動競技は、女子の間にも愛好者を見出すやうになつた。身體の強壯は體育に俟つのを正道とするからやがて女子の體力の著しく増進される時が來るであらう。否私達の奮發に由つてさういふ時を早く招きよせたいものである。

生活の改善 (下田博士著五八)

近時、生活の改善が都鄙を通じて唱道せられる所以は何處に在るのか。畢竟、科學の光に照らして見れば、私達の日常生活は、歐米のそれと比較して、甚しく不經濟、不合理で、謂はゆる能率生活を距ることが遠いために、到底この文化時代に相應しない。従つて、私達に幸福を與へることも少く、且國民としての發展を沮害するといふことが、明白になつたからである。

これを衣服について觀るに、和服と洋服との併用は、所謂二重生活の一つとして、多數の日本人を苦しめてゐる。戦争前、ドイツの中流以下の者は、平均一人につき洋服四着を以て一箇年を支へたと云ふのに、邦人は別に四季に應じた各種の和服をも備へなければならぬ。又、單に衣服の數を比較しても、我が都會の中流の女子は、平均羽織八、綿入六、袷五、單衣十二、帶四、計三十五着を備へなければならぬのに、米國中流の女子は、僅に外套一、上着三、女袴三、下着一、計八着で事が足ると云はれてゐる。獨り衣服の數のみならず、日本服がその不便な形の爲に、無用な長尺の反物を要することは、不經濟の上塗りである。

是等の衣服の準備が、殆ど全部、家庭の女子の勞役である事は云ふまでもない。五六名の家族では、

一箇年少くとも百反内外の裁縫、洗張を要し、それが二三箇月で汚損すれば、直ちにまた縫ひ直しをしなければならぬ。裁縫には時々新式の方法が紹介されるやうであるけれども、とにかく機械の力を借りずに、二三本の指先で縫ひ上げるのであるから、その進行は緩慢なものである。こんな事を一年中果てしもなく繰返してゐるのであるから、他に如何に必要な事があつても、女子は殆どそれを顧みる暇もないのである。

しかし、是等の勞苦も、私達が舊來の慣習に拘泥して、衣服に對する考へ方を改めない限り、除去することは出来ぬ。西洋人は、女子でも通例、衣服に對しては甚だ淡泊である。分外の服裝を以て寧ろ恥辱としてゐる。我が國の慣習が、甚しく衣服に執着するのとは趣が違ふ。我に在つては、食物よりも、住居よりも、衣服が重んぜられ、平時でも、集會でも、結婚でも、物品贈呈の場合でも、興味と得失は殆ど一に反物、衣服に繋り、奢侈、虚榮も亦此處に胚胎する狀況である。この觀念が打破されなければ生活改善の實績は容易に擧らないであらう。

人間が物を食ふといふのは重大な事である。衣服を着る事よりも以上に根本的なものである。それが從來割合に軽く視られて、食ふ物は何でも構はず、食ふ時間はなるべく速くといふ風になつてゐた。それにも拘らず、調理には煩雜迂遠な手數と、長い時間とを掛けてゐたのである。そこに經濟と理論と科

學とを無視した忌むべき陋習が存してゐる。生活の改善は大にこの點に向つて加へられなければならぬ。

食品については、生理學、營養學等の教へる所に従つて、眞に各個人の體質が要求する諸成分の適量を、確實に供給することを考へなければならぬ。從來、家事科を學んだ者は少くないが、實際に當つては、大抵原始的な常識にばかり頼つて、科學的考慮は殆ど拂はれてゐなかつた。これは單に食品についてだけでなく、調理法、器具、食事の方法等に至るまでその通りであつて、簡捷、經濟、快樂等のことは、十分に顧みられてゐない。割烹が女子の爲に厄介視せられる主因は、實に此處に存するのである。

我が國の住宅の缺陷も、亦漸く暴露するやうになつた。在來の住宅は、活動の不便、衛生の不利が著しくて、新時代の生活に不適當であるとの説は、動かし難いやうである。一朝にして舊慣を捨てる事は苦痛でないことはないが、他の方面の生活様式が改まれば獨り住宅だけを在來の儘にして置くことは許されないであらう。

最近、住宅改善の方針として世上に宣傳せられてゐる條項は、凡そ次のやうなものである。

- (一) 漸次椅子式に改める事。
- (二) 間取、設備は來客本位を家族本位に改めること。
- (三) 構造、設備は虚飾を避け、衛生、防災等の實用に重きを置くこと。

(四)庭園は觀賞を主とせず、保健、防災等の實用に重きを置くこと。

(五)家具は簡單堅牢を旨とし、住宅の改善に準ずること。

(六)大都市では、地域の状況により、共同住宅並に田園都市の施設を奨励すること。
近時關東大震災の慘害に顧みても住宅改善のことは決して輕視することが出来ない場合になつてゐる。

社交儀禮に關する改善事項も亦實に夥しい。従來行はれて來た結婚、葬儀、宴會、贈答、訪問、接客送迎、年賀、見舞、作法等に關する儀禮には、虚禮か無禮か、無用か繁褥か、稗氣か無誠意か、不經濟か不衛生かの何れかを含まないものは殆どないと云つて好い。これがため、前に述べた衣食住に従ふ弊害と共に、どれほど一般生活の能率を低下させてゐるか。思へば寒心に堪へぬ。

女子はその最高の任務として、母性の要求に従ひ、完全な育児法に主力を注がなければならぬ、精神生活を高調して、遺憾のない文化生活を導かなければならぬ。そして、更にその餘力を公的生活に及ぼし、或は職業にまで携はつて、國民の生産能率をも高めなければならぬ。是等の事は任務とも云へるが實は女子自身の要求である。即ち、私達が是等の要求の切な事を思ふ時、最初に痛感せられるのは、どうしても、この日常生活の中に含まれた諸種の陋習から、一日も早く蟬脱しなければならぬといふこと

である。さうする事に由つて私達は、生活そのものゝ價值、能率をも俱に高めるといふ。一舉兩得の境に至るのである。

修飾と修養 (澤柳博士著上級一九)

和氏の璧も之を理むる玉匠がなかつたならば、其の麗しい光は遂に顯れずに己んだであらう。人もまた身を修むるに當つて、其の道を得ないと、あたら天與の美質も顯れないで終るであらう。女子の身を修むるに二方面がある。貌をよくすると、心をよくするとである。前者を修飾といひ、後者を修養といふ。

修飾は女子の務むべきたしなみである。頭髮容貌はいふまでもなく、言語舉動に至るまで、悉く之を修めて優美にするは女子の務である。さて修飾はもと趣味上のことで、趣味には流行がある。強ちに流行にさからへといふのではないけれども、趣味には自ら高下の別があるから下品な趣味を捨てて、上品な趣味を取るがよい。而して品の上下は必ずしも之に要する價の高低と一致するものではない。價の廉なるものにも却つて雅致の存することがあるのを忘れてはならぬ。

濃厚な脂粉を施し、高價な裝飾品を多く身に著けるものは概して趣味が俗惡であるやうに思はれる。

眞の修飾は自然的であるべきで、即ち健かなる身體と淑かなる心情とより生ずるものでなければならぬ。血行あしく、顔色蒼白で、姿勢は不正ならば、如何に化粧を凝らすとも、又飾纏を纏ふとも、少しの美もあるまい。心邪で、顔に其の影を宿したならば、ダイヤモンドや眞珠の飾も何にならう。正しく坐し、適度に運動し、清き戸外の空気を呼吸し、又心を爽にするのは、自然の身體美を發揮する要訣である。

修養とは心を修めて、陋しく醜き情を去り、温良恭謙閑雅貞淑慈愛等の美德を養ふのをいふ。内に優美な情操があれば、おのづから外に顯れて高雅で愛嬌ある容姿となる。

女訓には「人の心は髪と顔との如し。故に常に粧ひ飾ることをつとむべし。一旦面を清めざれば塵垢これを汚し、一朝善を思はざれば邪惡これに入る」とある。又「鏡を見て顔を拭ふときは、其の心の潔からんことを思ふべく、かほあぶらをぬるときは、其の心の和かならんことを思ふべく、白粉を加ふるときは、其の心の鮮かならんことを思ふべく、髪あぶら摩るときは、其の心の嫺かならんことを思ふべく、櫛もて梳るときは、其の心の理らんことを思ふべく、髪をあぐるときは、其の心の正しからんことを思ふべく、髪を攝むるときは其の心の整はんことを思ふべし」ともある。

身體の美は多く天稟によるものであるから、あらゆる化粧法を用ひても、望むがまゝに美しくするこ

とは出来ない。之に反して心は修養によつて。如何やうにも美しくなし得られる。「形こそ深山がくれの朽木なれ心は花になさばなりなむ。若し多くの女子が修飾に心を用ひるやうに、修養に努めたならばどのやうな美德でも養はれないものはなからう。

容貌の美も望ましいが、心情の美の一層望ましいには及ばない。前者は己の力で及び難いが、後者は自ら修めて得られる。然るに世には貴ぶべきものを貴ばないで、貴ぶに足りないものを貴び、又得らるべきことを努めないで、得られないことに心を勞するものがある。愚でもあり憐れでもある。

女藝と趣味 (澤柳博士著三五)

國と家とは不可分の關係にある。されば家の爲に盡くすと國の爲に盡くすとは其の間固より輕重はない。女子の天職は國の單位たる、家を整理するにある。女子が其の天職を全うせんには、普通の知識を具へ、清く且つ高き品性を養ふ外、更に女藝の心得あるを要する。其の中で最も必要なのは裁縫である。いにしへは、いとも尊き天照大神さへ、躬親ら布を織り衣を縫はせ給うたとある。西洋に於ても機を織り、衣を縫ふものは婦女に多い。時と處との如何によらず、衣服を作るのは女子に適した業であることは明かである。今の世は分業が盛に行はれるから、すべての女子が皆みづから機を織る必要はないけれ

ども、裁縫は是非とも爲さなければならぬ。また料理の道も女子の必ず心得べきことである。経済と栄養とを兼ね具へた料理をつくるには理科の知識を要し、なか／＼困難のわざである。主婦たる者が裁縫、料理等に精しいと精しくないとは、家庭の幸不幸に關係することが極めて大きい。近年歐米諸國の學校に於て家事科に重きを置くのも洵に故ありといはねばならぬ。家事の整理を以て女子の天職とすることは世界各國を通じて同じである。

家庭をして眞に幸福な樂園とするには尙なすべきことがある。蓋し人は單に衣食住に事かゝぬといふことだけでは満足するものでない、更に何物をか要求する。

瀟洒たる一基の活花は、床の間に高雅の趣を添へると同時に、いかにも人の心を爽快ならしめる。花の香芳しい春の夕、一首の和歌に自然の美をうたひ、月清い秋の夜、好める曲の一節を奏で出すならば、いかに趣味多い事であらう。蟬鳴く夏の永い日には、心になつた風光を捉へて一幅の絹紙に寫し、霰降る冬の夜には、火鉢を圍みつゝ文學を談じたなら、興味の津々として盡きないものがあらう。げに詩歌・音楽・活花・繪畫・文學等は皆優美な藝術で、女子の性情に適したものであるから、淑女のたしなみとして、一通りは心得るべきことである。ただし一般の女子としては、其の趣味の廣いことは望ましいことであるからひたすらただ一のものに耽つて他を顧みないのはよろしくない。況してそれが爲に實用上の

技藝を疎かにするが如きは尙更宜しくないことである。

趣味には高尚なものがあつて、野卑なものもあつて、其の撮擇によつて、品性の高下が分れる、延いては家族の品性にも關することが多いから、注意しなければならぬ。同じく音楽といふても、樂器の種類、歌詞、曲譜等に高尚なものもあり、然らざるものもある。文學の中にも、其の調子が極めて低く、殆ど家庭の讀物として適しないものもある。演劇等の中には低級の趣味を満足せしめるやうなものも少くない。若し趣味の養成といふ美名の下に、何等の注意もなく、漫然これに親む時は、恐るべき悪影響を受くることがあらう。

清新なる趣味に富める家庭を有する人は幸である。かゝる人は、富貴であつても驕らない、貧賤であつても亂れることなく、事繁き世にも尙綽々たる餘裕を覺えて、人知れぬ満足を感じるであらう。女子が優美の藝術を修むることは、家庭に清新高尚の趣味を添へる爲で、嘗に己一身の爲のみではない。

虚 榮 心 (澤柳博士著三六)

時の古今、洋の東西を問はず、女子は虚榮心が多いと稱せられる。虚榮心とは、ひたすら外觀を飾りて世の名聲を得ようと冀ふ心である。知らないことをも知つたやうに、能くしないことをも能くするや

うに粧つて、己の博識多能を衒はうとする。身分不相應な美服を纏うて富貴を粧ひ、人の注目を惹かうとする。これは皆虚榮心の現れである。

虚榮心のあるものは流行を追ふ。否流行の多くは其の虚榮心に由つて作られる。流行が世人の趣味の變化に基づくのは、素よりいふまでもないけれども、其の趣味の變化は要するに新を好み奇を衒ふ虚榮心から導かれるものに外ならない。恰も浮草の根のないやうに、常に轉變して一定しない事實から考へても知られる。流行を追うて走るものは輕佻浮薄といはなければならぬ。おほむね内に足りない所のあるものは、其の外面を飾らうとして、ひたすら流行に後れないやうにと努める。之に反して、内に徳操あるものは、常に野卑なものを避けて高雅なものに就く。

虚榮心あるものは自然奢侈に流れる。或は外觀の麗しい學用品を用ひたり、或は裝飾に好みをこらしたりする。抑々奢侈は人の最も陥り易いもので、日に月に増長して遂に底止する所を知らないやうになる。小さい場合でも、家政の紊亂を來して或は祖先傳來の家産を蕩盡し、或は不義の富をも求めようとする。大きくなると、國力の疲弊を招き國家衰亡の原因となつた例は、史上に乏しくない。西哲は「奢侈の乗き床の上に、多くの邦國は死滅せり」といふた。あゝ恐るべきは奢侈の害毒である。あゝ忌まはしいものは虚榮の心である。

要するに虚榮心は、人をひたすら外面をつくらふ偽善家にさせ、流行を追ふ輕薄者にさせ、遂に奢侈の深淵に陥らしめる。更に甚だしいのになると身を誤り、産を破り、恐るべき罪をさへ犯すに至ることがある。苟も教育ある男女、修養に志す婦人は虚榮心に對する警戒を嚴にすべきである。

温い心 (澤柳博士小西博士著三二八)

温い心は愛から生ずる心である。愛のないものは温い心を有たない。温い心は力あるもので不思議とも考へられるほどの作用をなす。温い心が一家の中にあれば其の家庭は幸福である。温い心を以て朋友隣人に對すれば楽しい社會を出現する。温い心を以て國に向へば總べての愛國的動作となる。温い心を以て人類に對すればそこに麗はしい人道も現はれるに至るであらう。

女子は性質愛情に富むといはれてゐる。愛情は男子も之を有するけれども、女子のやうに深くない又厚くもない。女子が此の特質を發揮して、其の家庭を温かにし、此の世の中を和らげるのは、其の當然の任務といはねばならぬ。愛は如何にして之を培ふべきか。千古の教育家ベスタロッツは「愛は愛することによつて養はる」というた。愛を養はうと欲すると血肉の親あるものを愛するのは勿論、朋友を愛し、隣人を愛し、總べての人を愛し、更に進んでは一切の生類をも愛すべきである。

愛のない人とは利己心のみ強い人をいふ。他人は如何であらうとも、己一人都合よくばと得手勝手に振舞ふ人は愛のない人、温い心のない人である。得手勝手は總べての罪惡に普遍なるもので最も惡むべきものである。伊太利の大文豪ダンテが其の不朽の「神曲」の中に地獄を描き出し我儘勝手の化身たるルシファアを地獄の最暗黒にして堅く氷り詰めた場所に置き、總べての罪ある者の最下に置いたのは洵に道理といはねばならぬ。罪惡といふ罪惡は、皆我儘勝手から其の源を發したものである。かくの如く私利心はすべての罪惡の根源たると同時に、愛の發育を害することも之に過ぎたものはない。反省が修徳の要諦であることは既に述べたが、我が心の何れかに我儘勝手の念はないかと自省することは愛の涵養に於て最も必要のことである。

我儘勝手の人は冷い心をこそもて、決して温い心はないものである。一家の内に一人の我儘勝手のものがあつても、其の家庭は圓滿を缺き一級の内に一人の冷い心の生徒があつても其の級は楽しい集團となることを得ないであらう。冷い心は利己心に發し、憎惡心から生ずる。人を惡む心一たび生ずるときは、愛情の發育は忽ち止んで、冷い心は盛に増長するであらう。我が心の何れかに人を憎む念は潜まないかと反省することは、温い心を失ふまいとするものゝ努むべき所である。

女子の人生に於ける最大の任務は實に温い心を以て春風に包擁せられるやうな氣分を家庭と社會とに

與へることである。此の任務ばかりは男子が如何につとめても其の力の及ばぬ所である。若しも女子が温い心を有たないならば其の存在の意義は滅却したものと雖も可からう。近時女子が従來男子の爲した職業に従事するに至つたことは、經濟上の關係に依るとはいへ、温い心を有つてゐる女子が各種の職業につくといふ點において男子の荒い心を和げる利益がある。女子參政權なども女子の温い心を以て政治の局面を潤ほす利益がある爲である。

生活の改善を圖れ (野田博士著三・一四)

一 近時生活改善といふ聲が、我が國に喧しい。これは家庭及び社會に於ける私達の日常生活が、まだ舊思想に囚はれてゐる爲に、世界の進運に伴ふことが出來ず、無駄や無意味な非科學的の陋習が澤山に残つてゐるので、之を一掃することが刻下の急務であると主張するのである。廣い意味から言へば、文化の進歩は、何によらず生活の改善と見られる。物質生活と言はず、精神生活と言はず、之を改善すれば、それがやがて文化の進歩となるのである。随つて生活改善の要求は、事實上文化進歩の要求と言つてよい。私達の修學の目的も、結局は生活改善の爲である。文化の進歩した時代に舊時代の生活状態が残つてゐれば、それは明かに時代錯誤である。私達は新時代の要求に適應するやうに、進歩した文化

を取り入れて、日常生活の改善を圖らねばならぬ、これはつまり、生活の能率を増進して、人生を一層幸福に導く基である。

二 生活の改善は、先づ家庭から始めねばならぬ。家庭は家族に衣食住其の他生活の必需品を供給する場所である。個人の物質生活は、主として家庭の内に行はれる。私達の日常の物質生活は、やがて精神生活の條件となるばかりでなく、其の仕方によつて、生活の能率が著しく増減するから、私達は何時までも時代後れの舊習に拘泥してゐてはならぬ。若し改善の必要があれば、速に斷行するがよい。私達は今日の最も進歩した科學の知識を利用して、家庭生活の改善を圖りたい。我が國では今尙ほ新舊思想が混合して、衣食住の爲に和洋の二重生活に苦しんでゐる。二重生活は繁雜であり、相矛盾する許りでなく、又極めて不經濟である。私達は此の難問題を解決する爲に、家庭生活の意義と價值とを十分に理解し、華を去り實に就いて、衣食住の改善を圖りたい。贅澤や浪費を避け、實用と衛生保健とを主として、而かも人に對して禮を失はぬやうにするのが、生活改善の目標である。

三 食物は心身の活力を作る根源であるから、家族の活力を充實させ、子女の發育を健全ならしめる爲には、妄りに費用を惜しまず、十分の營養を與へることが必要である。我が國では、衛生保健の目的に適ふやうに、食物と臺所の改善を圖ることが焦眉の急務である。第一に食物に関する知識を向上し、

無意味な初物や、走り物乃至、珍物を珍重する宿弊を矯め、廉價にして營養に富む食品を選び、料理は外觀よりも滋養と味に重きを置くやうにしたい。次に食事の時間を一定して正確に勵行することも、大切な改善である。殊に臺所を明るく且つ清潔にして、食物の調理・保存に氣をつけることも忘れてはならぬ。

四 我が國では衣服の世話は、殆んど全部主婦の仕事になつてゐるから、其の改善に就いての理解が女子に最も大切である。我が國の衣服は、實用よりも裝飾に流れてゐる所に改善の餘地が多い。男子服は通例和洋二重になつてゐるが、それを着用する場合については大に考慮を要する、女子は概して衣服の流行に心を引かれ易いが、年々の流行を追うて思ふ儘に新調することは、普通の家庭では財政が許さぬ。よし財力の餘裕があつても、一生に僅か一度か二度か用ひる爲に、高價の衣服を作つて置くのは、不經濟である。我國の女子の衣服は、財産や生活の程度に不相應な贅澤が多いと言はれてゐる。就中嫁入仕度は外國に類の少い程多額の金錢を浪費してゐる。不用な贅澤な衣服を作らぬ決心は、女子には極めて大切であつて、これを斷行するには思ひ切つた勇氣が要る。誘惑の多い大都會に生活する人には、此の覺悟が特に肝要である。併し近年になつて、女學校の制服や子供服が著しく改善されて、贅澤を避けて實用と衛生保健を主とするやうになつた事は、大に喜ぶべき現象である。尙ほ夏期には女子の家庭

用の簡易な洋服が普及する傾向も現はれて来た。

五 住居は家族が其の日の心身の疲勞を恢復し、清新の活力を充實する爲に、大切な安息・休養の場所である。我が國在來の住宅は、構造も設備も來客本位であつて、玄關や座敷には費用を惜まず主力を注いだが、家族の爲には、力を用ひる事が少なかつた。今日の住宅は出來る限り家族本位として其の安息、休養の目的に適ふやうに、構造や設備を改善したい。家具も、なるべく簡略にし、外觀よりは實用を主とし、殊に不必要のものを省き、庭園も舊式の裝飾よりは家族の保健衛生上の實用を主としたい。

六 器械工場の科學的管理法が、生産能率を増進してゐるやうに、家事を科學的に管理すれば、其の能率が増進する道理である。我が國の女子の教育は、久しく時勢に後れてゐた爲に、家事の整理は、舊時代其の儘のものが多く、其の能率を増進するやうな改善は、まだ十分に出來てゐない。科學的の精密な頭腦で、豫め計畫を立て、仕事の順序を定め、無駄な手数を省くやうにすれば、家事整理の上に、主婦は必ず時間と勞力を多大に節約することが出来る。かくして生じた餘裕の時間と勞力を運動・修養・實際其の他有用の仕事に用ひれば、生活に一段の意義と價值とを加へることになる。此れが本當の家庭生活の改善である。

七 家庭生活の改善に次いで、一般の社會生活の上にも改善の餘地が多い。就中風俗習慣の上にて

時勢の要求に従つて改善すべき點が多い。殊に社交上の禮儀に屬する冠婚葬祭や贈答などには、虚禮、虚儀を去つて、眞實な禮儀の精神を發露するが望ましい。其の他時間の勵行や公德の尊重も社會生活の改善には肝要のことである。明治天皇御誓文中に「舊來の陋習を破り天地の公道に基くへし」と宣つたのは社會生活の改善を圖る上に私達の常に服膺すべき御諭である。

家族制度 (田中博士著二一九)

家については既に幸福な家の課で學んだのであるが、更に詳しく考へて見よう。

我が國の家が西洋のそれとは異なることは、既に私達の了解して居るところである。家は夫婦・親子・兄弟、姉妹など最も近い關係あるものから成立つ團體であつて、戸主によつて統一されるものである。戸主は家長であつて、法律はこれに戸主權を附與して居る。戸主以外の家のものを家族といふ。戸主は家を代表し、また家族を統制するものである。家の名を姓といひ、家に屬するものは、戸主・家族共に姓を唱へる。家の公の記録を戸籍といふ。

我が國の如き國家組織、社會組織を家族制度の組織といふ。そして、既に學んだ通りに、この制度は個人、家、社會、國家と順次その範圍を廣くして行く有機體の細胞的關係を形作つてゐるから、家族間

の道徳がよく行はれるならば、その諸徳は、國家、社會に對しても淳風、美俗をなすといふやうになつて居る。萬事家の生活が、國家、社會の生活の基本をなす。随つて家の紊亂は國家、社會生活の紊亂であり、家の財政の不如意は國家、社會の財政の不如意である。

我が國の家は、戸主があつて一家を統制し、家族はこれに従屬して、よくその家族生活の意義を完うするのである。そして家を永續せしめること、及び祖先崇拜の精神を中心において居ることは我が家族制度の重要な特色である。戸主は家族を扶養する義務があると共に、家政上については全權をもつて居る。(一)家族の居所を定める權、(二)婚姻などの爲に家族がその家を去る場合、他家のものがその家に入る場合、これに同意を與へる權などは、法律が戸主に附與した主な權利である。これは戸主をしてその義務を完了せしめるためのものである。家族は、よく戸主の命に服従して、常に家の繁榮を圖るやうに勵まなければならぬ。かくして始めて家の存續を永久にすることも出來、その特色を發揮することも出来る、このことは、やがて國家・社會の發展の基礎となるのである。

かゝる特色を有する我が家族制度にあつて、我が家の創始者であり、繼承者である祖先代々の徳を慕ふことは人情の常である。このことは家督相續權の尊重といふことに現はれて、祖先の祭祀を重んずるところから必ず祭器の承繼を以て戸主たるの資格を生ずるやうになつて居るのである。我等は、祖先の

遺した家憲、家風に傳統的に強い愛着をもつて居る。そして祖先の名を汚すまいとする願は随分強い。されば祖先は常に私達の生活に生きた力をもつて働いて居るのである。歐米の家には遺産相續權はあつても家督相續權はない。これは、我が國の家の組織の一大特色である。

家督相續人は、普通長男である。長男は宗家の繼承者であるが、次男、三男は、成長すると別に分れて新に家を興すのが普通である。宗家に對してこれを分家といふ。かくして、恰も幹から出た枝のやうに分れ出たものが親族である。民法によれば、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族は親族である。親族は家の擴張である。親族相親睦するは一門繁榮、國家隆盛を圖る道である。たゞ徒に依頼心を起すは、永い間の親睦を破るものであることは、十分承知すべきである。

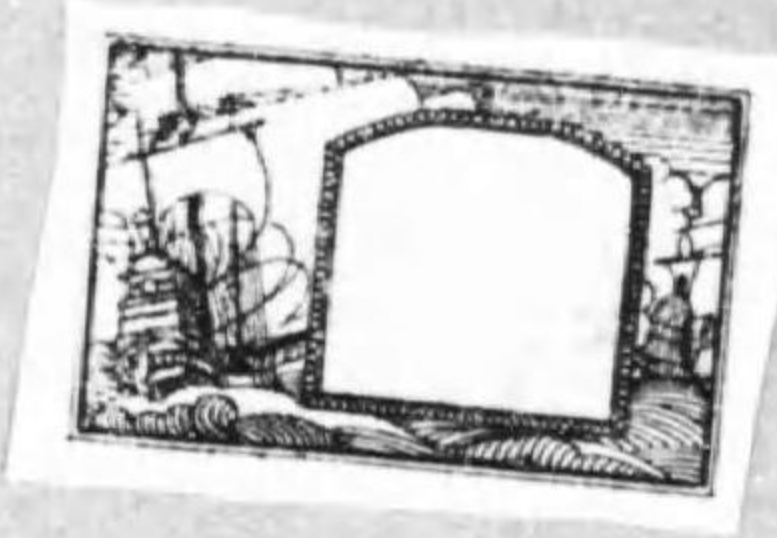
吉凶、禍福の慶弔は勿論、盆、正月や祭禮、法會のときなどは、親族相集つて互に語り合ひ、また何事についても楽しい親類交際をして行くのは、家族制度の長所である。併しこの家族制度精神も、外國文化の輸入などのために、その内容も變つて行くもので、舊來の傳統をそのままに墨守するときは種々の弊を生ずることもある。即ち、自主的精神の發達を妨げたり、家庭内の不平、不和を生ぜしめたりすることもある。

私達は、家族制度の長所はこれを益々増進せしめるやう努力すると共に、短所はこれを改善するやう

に心がくべきである。

然し注意すべきは、過激な改廢は破壊の痛手を負ひ、不幸を惹起すものであるから、よく／＼慎重にし、最善の手段方法を盡さなければならぬのである。

これからの女性 終



昭和五年十一月二十五日印刷
昭和五年十一月三十日發行

(定價金五拾錢)

著者 庄野貞一
印刷人 高橋多吉

發行所 大阪市住吉區帝塚山學院内
兒童生活研究會

播磨穴阪五七七一一番

大阪市西區京町堀上通三丁目一八

大賣捌所 高橋南益社

播磨穴阪六九二九〇番

終

